

第 5 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和2年10月5日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和2年10月5日(月曜日)

午前9時58分開議  
午前11時57分休憩  
午後0時58分開議  
午後2時8分休憩  
午後2時13分開議  
午後2時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

議案第3号 令和2年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

議案第5号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第13号 熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 公共施設等運営権の設定について

報告第11号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 一般財団法人熊本テルサの経

営状況を説明する書類の提出について  
報告第14号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(仮称)の検討状況について
- ②「熊本県人権教育・啓発基本計画」の第4次改定について
- ③熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて(概要)
- ④「熊本県産業成長ビジョン」素案の概要
- ⑤「第2次熊本県総合エネルギー計画」素案の概要

出席委員(8人)

委員長 緒方 勇 二  
副委員長 末松 直 洋  
委員 小早川 宗 弘

委員 早田 順一  
 委員 内野 幸喜  
 委員 前田 憲秀  
 委員 島田 稔  
 委員 城戸 淳  
 欠席委員(なし)  
 議長 池田 和貴  
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡  
 政策審議監  
 兼環境政策課長 松岡 正之  
 環境局長 小原 雅之  
 県民生活局長 無田 英昭  
 水俣病保健課長 原田 義隆  
 首席医療審議員 山口 喜久雄  
 水俣病審査課長 坂野 定則  
 環境立県推進課長 財津 和宏  
 環境保全課長 葉山 清春  
 自然保護課長 前田 隆  
 循環社会推進課長 小原 正巳  
 くらしの安全推進課長 田元 雅文  
 消費生活課長 枝國 智子  
 男女参画・協働推進課長 木村 和子  
 人権同和政策課長 緒方 克治

商工観光労働部

部長 藤井 一恵  
 理事  
 (観光経済交流担当) 寺野 慎吾  
 政策審議監  
 兼商工労働局長 三輪 孝之  
 新産業振興局長 小牧 裕明  
 観光経済交流局長 小金丸 健  
 商工政策課長 臼井 洋介  
 商工振興金融課長 増田 要一  
 首席審議員  
 兼労働雇用創生課長 岡村 郷司  
 産業支援課長 大下 慶

エネルギー政策課長 上塚 恭司  
 企業立地課長 工藤 晃  
 観光物産課長 脇 俊也  
 政策監 池田 健三  
 首席審議員兼国際課長 府高 隆  
 政策監兼  
 国際課国際観光推進室長 川寄 典靖  
 企業局

局長 藤本 正浩  
 総務経営課長 永松 浩史  
 工務課長 伊藤 健二  
 労働委員会事務局

局長 谷口 誠  
 審査調整課長 吉田 桂司

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部 康夫  
 政務調査課課長補佐 松本 浩明

午前9時58分開議

○緒方勇二委員長 ただいまから第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、主要事業等の説明及び付託議案等の審査に入ります。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局を前半に、環境生活部を後半に、入れ替えて審議を行うこととしました。

前半、後半とも、主要事業等及び付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

まず、商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局の順に主要事業等についての説明をお願いしますが、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、商工観光労働部長並びに観光経済

交流担当理事から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

まず、藤井商工観光労働部長。

○藤井商工観光労働部長 今回提出しております議案等の説明に先立ち、新型コロナウイルス感染症と令和2年7月豪雨災害への対応及び県内の景気、雇用情勢につきまして、概略を申し上げます。

まず、コロナ感染症への対応につきましては、中小事業者の事業継続、雇用維持、確保に向け、雇用調整助成金等の活用を促すとともに、県独自の資金繰り対策など、パッケージで支援をしております。

また、専門家派遣などにより、テレワークの導入や新しい生活様式に対応した事業者のビジネス展開、生産性向上の取組を後押ししております。

さらに、県独自の宿泊キャンペーンの実施、宿泊施設が行う感染防止対策に対する助成、市町村が行う飲食店等の感染防止の取組を支援してきております。

コロナの影響が見通せない中、事業者の方々は、この難局を乗り切ろうと必死で頑張っておられます。県としては、引き続き、経済界をはじめ、関係者から御意見を伺いながら、フェーズに応じた必要な対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、今回の豪雨災害への対応につきましては、国の対策パッケージを受け、熊本地震の際のグループ補助金が拡充されたなりわい再建支援補助金を8月に専決処分させていただきました。

8月31日から補助金交付申請の第1次受付を開始し、同時に、商工団体などと連携して県内19か所に窓口を設け、申請書作成の相談等に対応しております。

10月2日から2回目の受付を開始したところでありまして、今後とも、商工団体と連携

を密に、個々の状況に応じたきめ細かな相談対応等を行い、この制度活用がスムーズにいくようしっかりと支援してまいります。

次に、景気、雇用情勢につきまして、概略を申し上げます。

10月1日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、県内景気は、新型コロナウイルス感染症などの影響から引き続き厳しい状態にあるが、持ち直しの動きが見られる、先行きについては、コロナ感染症の趨勢が県内金融経済に与える影響を注視していく必要があるとされております。

本県は、熊本地震、コロナ、豪雨災害と、トリプルパンチを受けており、今後、景気の動向等をしっかりと注視してまいります。

これからも、コロナ禍における感染防止対策と地域経済や県民生活の回復という2つのベストバランスを目指し、また、球磨川流域の復旧、復興に向け、国の施策も最大限に活用しながら全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿って説明いたします。

まず、令和2年度主要事業及び新規事業の冊子、37ページをお開きください。

9月補正も含めた令和2年度予算の概要ですが、一般会計で1,473億1,100万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で13億3,500万円余、総額で1,486億4,600万円余となっております。

それぞれの概要につきましては、後ほど関係課長から御説明いたします。

次に、今回提案しております商工観光労働部の議案等の概要について御説明申し上げます。

予算議案が1件、条例等議案が2件、報告関係が8月専決処分など8件ございます。

経済環境常任委員会説明資料、冊子の21ページをお開きください。

予算議案については、一般会計で総額5億

6,900万円余の増額補正をお願いしております。

その主なものとしては、県経済の将来を担う若者等の地元定着や職業能力開発施設の拠点化のための経費、県経済を牽引する産業、企業の集積を推進するための経費等でございます。

また、8月専決処分として、なりわい再建支援補助金など、総額245億5,300万円余の増額補正を行っておりますので、御報告いたします。

そのほか、報告として、県が出資する7つの法人についての経営状況も御説明いたします。

最後に、議案以外のその他の報告事項として、球磨川流域復興局付作成の令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(仮称)の検討状況、熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組など4件についても御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、寺野理事の総括説明の後、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、寺野理事。

○寺野理事 私から、県内観光におきます新型コロナウイルス感染症や7月豪雨災害の影響及び観光、交流を通じた県内経済の回復に対する今後の取組について御説明申し上げます。

まず、本県観光への影響でございますが、県内の主要宿泊施設調査における本年3月から9月の宿泊客数は、前年同期と比べ約74%減の見込みとなっており、前回の委員会で御報告しました見込みから2ポイントの改善にとどまっております。

これは、7月上旬から始めました本県独自

の宿泊応援キャンペーン、市町村の宿泊キャンペーンや国のGOTトラベルキャンペーンの効果により改善の兆しが見られたものの、7月下旬から新型コロナウイルス感染が拡大し、旅行者のマインドが落ちたものと推察されます。

さて、GOTトラベルにおきましては、今月1日から東京発着の旅行が追加されるとともに、旅行先で使える地域共通クーポンの付与も開始されました。さらに、飲食店を対象としたGOTイートもスタートします。

これまで、宿泊施設や飲食店に対する感染症防止対策を支援してまいりましたが、これらを好機と捉え、感染防止対策の徹底とともに、地域経済の再生に力を尽くしてまいります。

6月と8月の補正予算に続き、今回の9月補正でも、新型コロナウイルス感染症及び7月豪雨災害関係の予算をお願いしております。

コロナ禍の状況においても効果が見込まれる顔認証システムなど、デジタルを活用したスマートツーリズムの推進やオンラインを活用した被災地を含む本県のタイムリーな観光情報の発信、堅調な県産品の輸出の推進など、新しい生活様式に対応した多角的な施策を展開してまいります。

また、球磨川流域をはじめ、今回の豪雨災害で傷ついた地域の観光の再生に向けては、地域の皆さんの要望、意見をしっかりとお伺いしながら、一日も早い観光の復興とにぎわいの創出に取り組んでまいります。

最後に、今定例会において、新しく観光戦略部の設置について提案されております。

観光を所管する部局といたしましては、本日御審議いただく事業を含め、観光を基軸とし、イノベーションの視点で他県に先駆け、あるいは他県にない取組を進め、熊本の経済の再生、振興に取り組みたいと考えておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。

以上、私からの総括説明とさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 続いて、担当課長から主要事業及び新規事業の説明をお願いします。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

主要事業及び新規事業の38ページをお開きください。

まず1つ目、5月補正でお認めいただいた休業要請協力金・事業継続支援金事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対する支援を行っております。

1つ目、休業要請協力金に関しましては、休業要請に応じた遊興施設等を運営する中小企業者等に対する協力金を交付しました。

2つ目としまして、事業継続支援金です。

国の持続化給付金の対象、売上げが前年同月比50%以上減少としない中小企業や個人事業主の方、すなわち売上げが前年同月比で30%以上、50%未満減少の方々への支援金を交付しております。

続きまして、中小企業強靱化BCP推進事業ですけれども、こちら、9月補正で審査をお願いしている事業なので、後ほど付託議案の中で御説明いたします。

3つ目、「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業、こちら、都市部から熊本県へのUIJターンを促進しています。こちら、当初予算でお認めいただいた事業になります。

事業概要としましては、1つ目、熊本県、東京都、大阪府、福岡県に熊本県UIJターン就職支援センターの窓口を設置しまして、

UIJターン就職に係る相談対応及び実際にUIJターンして就職していただいた方々のフォローアップを実施しています。

また、県内の企業と県外の求職者とのマッチングを以下により支援しております。

1つ目、県内の企業等への訪問を通じた求人情報の掘り起こし。

2つ目、県外就職イベント等への参加及び県外大学への訪問等を通じた県外の求職者の掘り起こし。

商工政策課は以上でございます。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料、39ページをお願いいたします。

項目の1として、令和2年7月豪雨に係る中小企業等の施設、設備の復旧等の支援についてでございます。

説明欄2の事業概要のとおり、国の対策パッケージを踏まえ、(1)として、なりわい再建支援の補助金、それから(2)として、商店街の災害復旧の補助金について、8月専決で予算化をしております。

項目2として、新型コロナウイルス感染症に係る事業継続の支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等への支援としまして、説明欄2の事業概要のとおり、(1)として、制度融資に係る資金繰り支援、これについては、融資枠を3,000億円まで拡大をし、8月末で2,351億円の融資実績となっております。

そのほか、(2)としまして、商店街における衛生環境整備等をはじめとする取組の支援、それからページをおめくりいただきまして、(3)として、商工団体が事業者支援のために行う中小企業診断士等の専門家を活用した取組への支援、(4)としまして、新しい生活様式に対応した業態やサービスの変更、追加等の取組を行う事業者への補助を実施して

おります。

次に、項目の3でございます。

平成28年熊本地震に係る施設、設備の復旧支援についてでございます。

熊本地震で被災した事業者の復旧、復興を支援するため、説明欄2の事業概要のとおり、(1)で、引き続きグループ補助金による支援を行っております。既に99%の事業者が復旧を完了しております。

そのほか、(2)として、受付センターの設置や被災事業者の課題に応じ専門家を派遣する事業など、(3)としまして、復旧、復興が遅れている小規模事業者に対して、専門家による集中的な支援を行う事業、また、1枚おめくりをいただきまして、次のページで(4)として、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組の支援を行っております。

次に、項目4としまして、最前線で事業者支援に当たります商工団体等の体制整備等についてでございます。

説明欄の2の事業概要のとおり、(1)、(2)としまして、商工会や商工会議所、それから中小企業団体中央会に対する経営指導員等の人件費や事務費の補助を行っております。

また、(3)としまして、今回の補正予算でお願いをしております商店街の機能維持、発展に資する取組を支援する事業でございます。

商工振興金融課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

42ページをお願いいたします。

9月補正分は、後ほど御説明をさせていただきます。

まず、1、県内雇用の促進についてです。

事業目的は、若者等の県内就職の促進と新型コロナウイルス感染症の雇用への影響の最小化です。

具体的には、2、事業概要の主なものとして、(1)ブライツ企業推進事業において、引き続き、ブライツ企業の認定により、労働環境や従業員の処遇の向上を図る取組を行います。

あわせて、感染症対応として、(4)雇用維持・確保支援事業と(5)雇用維持奨励金で、国の雇用調整助成金等の申請書類の作成支援や雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業等に奨励金を交付します。

また、次の43ページの(6)再就職支援プログラムにより、失業者等の人手不足分野への再就職を促進してまいります。

続いて、2、働き方改革の推進、多様な人材の活躍促進についてです。

事業目的は、多様な人材の活躍ときめ細かな就労支援、併せて感染症の影響により増加する労働、雇用問題に関する相談体制の強化などです。

具体的には、2、事業概要の主なものとして、(2)労働局との一体的実施事業、しごと相談・支援センター体制強化事業において、労働相談、キャリアカウンセリング等を労働局の職業紹介、相談業務と一体的に実施します。

また、今年度は、新たに感染症による専門相談窓口を設置し、日祝日の相談やオンラインによる相談環境も整備しております。

また、(3)テレワーク推進体制強化事業として、テレワーク関連企業や民間団体と連携し、テレワーク導入における労務管理やICT環境整備の相談対応を行っております。

45ページをお願いいたします。

3、産業人材育成の強化です。

事業目的は、本県産業を支える人材の安定的な確保、育成で、具体的には、2、事業概要の(2)高等技術専門校及び技術短期大学校において、新規学卒者を対象とする職業訓練、(3)の離職者に対する職業訓練、(4)の在職者等に対する職業訓練を実施するとともに

に、(5)若年技能者の育成等として技能検定を実施します。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

主な事業について御説明いたします。なお、9月補正分は、後ほど御説明させていただきます。

主要事業及び新規事業の46ページをお願いいたします。

1番の事業革新支援センター事業は、くまもと産業支援財団が新分野への進出、生産管理技術の向上、販路開拓等の事業革新への意欲を持つ企業に対して行う事業の経費の一部を補助すること等により、熊本県産業振興ビジョン2011に掲げる「選ばれる熊本」の実現を図るものでございます。

47ページをお願いいたします。

2番の産業振興ビジョン推進事業は、平成22年12月に策定した熊本県産業振興ビジョン2011及び平成28年3月に策定した後期アクションプランに基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指すべき未来像「選ばれる熊本」を実現するリーディング産業群の形成の実現を目指すものでございます。

また、現行のビジョンの実施期間後の本県産業の目指すべき姿とそれに向けた産業施策の方針を明確にするため、次期ビジョンの策定を行うものでございます。

48ページをお願いいたします。

3番の地場企業立地促進費補助は、企業の県内における生産拠点拡大を促進するため、地場企業による工場等の新增設に助成措置を講じ、県経済の活性化及び雇用の確保を図るものでございます。

49ページをお願いいたします。

4番のリーディング企業創出事業は、成長可能性の高い県内中小企業を県や産業支援機

関、大学等が総合的かつ継続的に支援することにより、地域において高い付加価値を生み出すリーディング企業の創出を加速化し、地域経済に好影響を及ぼす中核となる企業の創出に向けた取組を支援するものでございます。

50ページをお願いいたします。

5番の「熊本県IoT推進ラボ」事業は、県内企業のIoT技術を活用した新たな製品、サービスの創出や生産ラインへのIoT導入による生産性向上等を支援し、県内産業の第4次産業革命への対応を推進するものでございます。

51ページをお願いいたします。

6番の地域未来投資促進事業は、地域の事業者等への高い経済的波及効果と新たな雇用創出が期待できる地域経済牽引事業を行う地域の中核企業の取組を重点的に支援するものでございます。

また、本県において、社内イノベーションを活性化するエコシステムの形成を目指すものでございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

8番目のサプライチェーン再構築に伴う販路開拓支援事業は、新型コロナウイルスの感染拡大により売上げ減少などの状況にある県内中小企業の経営安定化を図ることを目的に、県外大手メーカー等の生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの再構築の動きに対する県内企業団体やグループの展示商談会等の販路拡大の取組を支援するものでございます。

53ページをお願いいたします。

9番の第4次産業革命推進事業は、第4次産業革命分野において、地域の特性を活用し、地域の事業者等への高い経済波及効果や新たな雇用創出が期待できる地域経済牽引事業を本事業によって継続的に生み出し、補助制度及び専門家の派遣等により、企業のIoT



T、AI等の先端技術の導入を促進する事業でございます。

産業支援課は以上でございます。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

55ページをお願いいたします。

1の蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業は、9月補正予算ですので、後ほど説明させていただきます。

2の熊本県総合エネルギー計画推進事業でございますが、平成24年に策定した熊本県総合エネルギー計画に基づいた新エネルギーの導入加速化及び省エネルギーの推進強化と次期総合エネルギー計画の策定に取り組むものです。

事業概要といたしましては、(1)の県総合エネルギー計画の推進では、県計画の進捗状況の把握及び推進会議を開催することとしております。

(2)の県総合エネルギー計画の次期計画の策定では、外部有識者委員との意見交換や庁内協議等を行いながら、次期県総合エネルギー計画を策定するものです。

後ほど、その他報告におきまして、計画素案の概要を説明させていただくこととしております。

3の採石指導取締・採石業等育成増進事業でございますが、採石場への立入り指導や経営者への研修を行うなど、採石業の育成増進を図ることを事業目的としております。

事業概要といたしましては、(1)の採石場への立入指導の実施では、採石場に対し、立入検査指導を実施し、災害の未然防止や採石方法の適正化を図ることとしております。

(2)の外部有識者による技術的指導の実施では、専門的判断が必要な採石場に対する有識者による技術的指導を行うこととしております。

エネルギー政策課は以上でございます。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

資料おめくりいただきまして、56ページをお願いいたします。

9月補正分につきましては、後ほど付託議案の審査の中で説明させていただきます。

初めに、1、企業誘致事業でございますが、この事業は、企業誘致及び県内に立地している誘致企業のフォローアップを行うものでございます。

昨年度の企業誘致件数は34件であり、そのうち13件が県南への立地でございました。今後も、県土の均衡ある発展と良質な雇用を確保するため、立地を推進してまいります。

資料をおめくりいただきまして、58ページをお願いいたします。

3の産業支援サービス業等集積促進事業でございます。

これは、IT関連企業やコールセンター等の産業支援サービス関連企業等の設備投資、雇用増に対して補助を行うものでございます。

近年、コロナ対策をはじめ、人材確保、働き方改革の一環として、大都市のIT企業が地方にオフィスを開設する動きもあり、このチャンスをしっかりと捉え、企業の誘致を進めてまいります。

次に、資料をおめくりいただきまして、60ページをお願いいたします。

6の戦略的ポートセールス推進事業及び下段の7、国際コンテナ利用拡大助成事業につきましては、これらは、熊本港及び八代港の利用促進を図るため、船会社や荷主企業への助成、それから利用促進の働きかけ等を行うものでございます。

昨年度、熊本港、八代港ともに、国際コンテナ取扱量が過去最高を更新しております。今後も、両港の利用拡大に努めてまいります。

企業立地課は以上でございます。

○脇観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の62ページをお願いいたします。

11項目ございますが、8月専決、9月補正分は後ほど付託議案で説明いたしますので、それ以外の事業について御説明いたします。

まず、項目1の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業ですが、熊本地震により大きな被害を受けた熊本城と阿蘇地域の観光地としての復活を目指す事業でございます。

今年度は、阿蘇への交通アクセスが改善することに伴いまして、阿蘇をはじめとする地域の観光振興に取り組んでいるところでございます。

続いて、項目2の新規事業、地域観光再生強化事業（観光物産課分）でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな打撃を受けた観光業の再起に向けまして、宿泊施設が実施する感染防止対策の強化を支援するほか、デジタル媒体を駆使した情報発信、それからプロスポーツと連携した広報展開等を行うものでございます。

おめくりをいただきまして、次は64ページをお願いいたします。

項目7の農林水産物等輸出関連事業ですが、県産品の輸出拡大に向け、商談機会の創出や商品等の競争力強化、現地ニーズに応じたプロモーション実施などに取り組むものでございます。

ページをめくりまして、65ページをお願いいたします。

項目8の県産品海外販路開拓等事業ですが、東南アジアに加え、欧米等とのつながりを積極的に強化し、県産品の販路開拓や県内企業の海外展開等により、KUMAMOTOブランドを世界に浸透させるものでございます。

項目9の新規事業、外食産業におけるイン

バウンド需要回復緊急支援事業ですが、新型コロナウイルス感染症によるインバウンド減少などの影響を受けた飲食店が行う衛生管理改善のための設備導入等に対する助成でございます。

項目10の県産品販路拡大推進事業ですが、県産品の販路拡大等を目的に活動する物産振興団体や催事に対する支援、それから新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した県産品の販路回復を図る取組でございます。

おめくりいただきまして、66ページをお願いいたします。

項目11の県産酒消費拡大事業ですが、くまもと県産酒で乾杯条例を県民等に周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により消費が低迷した県産酒の需要回復を図る取組でございます。

観光物産課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○府高国際課長 国際課です。

説明資料、67ページをお願いいたします。

項目の1、コロナ禍・豪雨災害を受けた観光再生でございますが、説明欄、事業目的に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害の影響によりまして打撃を受けた観光産業再生のため、観光業の需要喚起、県民への情報発信、飲食店等への感染防止対策を行います。

2の事業概要の(1)地域観光誘客応援強化事業では、国のGo Toトラベルに呼応する形で県独自の各種誘客キャンペーンを実施し、新型コロナウイルス感染症の影響で甚大な影響を受けている観光分野における経済回復を後押しするため、県民等を対象に宿泊需要の喚起を行ってまいります。

次に、(2)観光ビジネスチャレンジ支援事業では、新型コロナウイルス感染症等により落ち込んだ観光消費額、観光客数を回復させるため、また、観光産業の基幹産業化を目指

すために民間事業者等が取り組む新しい観光商品、メニュー開発等に対する支援を行うものでございます。

次、(3)飲食店等の感染防止対策等(新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業)となりますが、こちらでは、県内の飲食店及び小売店に対しまして、県と市町村が連携し、①の感染防止アドバイザーの派遣や②の衛生管理設備等の導入補助などを実施し、コロナ禍で事業を継続できるよう、また、③により県内外の観光客等が安心して飲食店等を利用できるような措置を行うことで、感染症に強い店舗づくりを進めてまいります。

次、68ページを御覧ください。

(4)、(5)、(6)につきましては、8月専決、9月補正でお願いしたものです。この後、付託議案で御説明いたしますので、この場では割愛させていただきます。

次に、項目欄2のコロナ禍・豪雨災害におけます多文化共生についてですけれども、2の事業概要にありますとおり、熊本県外国人サポートセンター事業におきまして、熊本県外国人サポートセンターの運営を通して、コロナ禍における在留外国人からの生活相談、在留資格等の手続に関する相談、災害時の多言語による情報発信等に対応しております。

そして、項目欄3の北朝鮮拉致問題啓発事業でございますけれども、国際的な人権侵害問題であります拉致問題、この解決は大変重要であるということから、コロナ禍におきましても啓発活動等を実施しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から主要事業及び新規事業の説明をお願いします。

初めに、藤本企業局長。

○藤本企業局長 企業局でございます。

提出議案の説明に先立ち、企業局が所管する事業の取組状況につきまして御説明申し上げます。

現在、企業局では、本年度から10年間を計画期間とする経営戦略2020に基づき、経営基盤の強化、新規事業への挑戦及び地域貢献の拡充の3つの経営戦略を掲げ、取組を進めております。

まず、電気事業では、主力の水力発電所のリニューアル事業のうち、市房発電所につきましては、発電機の更新工事が完了し、本年度から営業運転を開始しました。一方、緑川発電所では、令和3年度中の事業完了を目指し、現地工事を行っております。

また、7月豪雨では、各所で河川の増水や浸水により発電停止となりましたが、復旧作業を行い、順次発電を再開しております。

しかしながら、水上村にあります笠振発電所は、護岸の崩壊や橋の流失なども発生したことから、現在も発電停止中であり、関係機関とも連携し、早期の復旧を図ることにしております。

次に、工業用水道事業では、有明及び八代工業用水道におけるコンセッション方式の導入に向けた取組を進めており、今定例会に運営権設定に係る議案を提案しております。

なお、7月豪雨では、国が管理する竜門ダムや遙拝堰において被害が発生しており、今後、災害復旧に係る負担金を求められる予定でございます。

最後に、有料駐車場事業につきましては、今年に入り、コロナ禍の影響により利用台数が大きく落ち込みましたが、最近では回復傾向が見られます。

なお、本年度末で5年間の指定管理の契約が終了するため、現在、次期指定管理者の選定に向けた手続を行っております。

今回の提出議案につきましては、条例等議案として、工業用水道の公共施設等運営権の設定1件と、予算関係として、債務負担行為

の設定1件でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いたします。

○緒方勇二委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○永松総務経営課長 総務経営課でございます。

説明資料の70ページをお願いします。

まず、経営戦略に基づく取組の推進でございます。

企業局では、現行の第5期経営基本計画を総務省が示す経営戦略として位置づけ、本年度から令和11年度までを計画期間とした企業局経営戦略2020として策定しております。

先ほど局長が説明しました戦略目標の達成のため、経営管理指標を設定し、外部有識者による実績評価や中間見直しを行うなど、PDCAサイクルを回しながら取組を進めていくこととしております。

3つの戦略目標における主な取組については、記載のとおりでございます。

次に、経営しております3事業の経営状況について御説明いたします。

71ページをお願いします。

電気事業でございます。

1、施設等の状況に記載のとおり、7つの水力発電所を運営しております。

次に、2の経営状況でございます。

令和3年度までは、緑川発電所のリニューアル工事に伴う発電停止により赤字が見込まれますが、十分な額の内部留保金を有しており、経営において問題は生じないと考えております。

なお、リニューアル後は、再生可能エネルギーの固定価格買取り制度、いわゆるFITに移行するため、大幅な増収を見込んでおります。

次に、72ページから73ページまでの3、主要発電所の発電設備の更新及びFIT適用につきましては、後ほど工務課長から説明させていただきます。

次に、74ページをお願いいたします。

工業用水道事業でございます。

1、施設等の状況に記載のとおり、有明、八代、苓北の3つの工業用水道事業を運営しております。

次に、2、経営状況でございます。

有明、八代工業用水道ともに多量の未利用水を抱えており、特に有明では、竜門ダム関連経費の負担が大きく、厳しい経営状況が続いております。そのため、さらなる経営改善策として、コンセッション方式の導入を進めているところでございます。

なお、苓北工業用水道については、九州電力苓北発電所向けに供給を行っており、安定した経営を行っております。

次に、75ページをお願いします。

有料駐車場事業でございます。

平成28年度から、利用料金制の指定管理者による運営により、利用者サービスの向上を図っています。

企業局は、指定管理者からの納付金により安定した収入を得ております。

なお、本年度末で現在の指定管理者との5年間の契約期間が終了するため、次期指定管理者の選定に向け手続を進めており、9月中旬から公募を行っているところでございます。

次に、工務課長から説明させていただきます。

○伊藤工務課長 工務課でございます。

戻っていただきまして、説明資料の72ページをお願いいたします。

企業局では、主力発電所の老朽化や電力自由化の対応として、再生可能エネルギー固定価格買取り制度、FIT適用による収益の安

定化と設備更新による電力の安定供給により、経営基盤の強化を図りたいと考えております。対象は、市房第一、第二、緑川第一、第二発電所の4か所であります。

水車発電機などの主要な設備を運用開始後初めて全面更新することで、発電電力量は年間480万キロワットアワーの増加を見込んでおります。

総事業費は、約102億円を見込んでおり、そのうち今年度につきましては、30億4,400万円余を計上しております。同時期に行います取水口スクリーン更新などの6億4,000万円余を合わせますと、今年度の予算額は、36億8,000万円余となります。

73ページをお願いいたします。

全体工期は、平成26年度から令和3年度までの8年間で、現地工事につきましては、市房は平成30年度から令和元年度、緑川は令和2年度から令和3年度までとしております。

最後に、FIT適用による売電価格と資金収支見込みでございます。

リニューアル工事完了後の年間収入は、30億円程度となる見込みであり、維持管理運営費や企業債の償還金に充当した上で、将来の設備更新などに備えるための資金や地域貢献のための費用とする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、労働委員会事務局長から主要事業及び新規事業の説明をお願いします。

谷口労働委員会事務局長。

○谷口労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

資料の76ページをお願いします。

まず、労働委員会の今年度の当初予算を御説明します。

当委員会の当初予算は、まず、表の2段目

にあります委員会費として、右側の説明欄、3段目にございます15名の委員報酬2,630万円余を計上しております。

次に、4段目にあります事務局費として、総額5,200万円を計上しております。

その内訳としましては、その下5段目の職員給与費を4,660万円余、さらにその下、6段目の運営費として、右側の説明欄にございます事務費や会議費、その他審査・調整、調査・研修費など、委員会の運営に要する経費530万円余を計上しております。

以上、当委員会の予算の総額としましては、最下段の7,830万円余となっております。

次に、主要事業を御説明します。

資料の77ページをお願いします。

当委員会は、労働組合法に基づき設置されました行政委員会でございます。

主な業務としましては、3つございます。

まず、1の不当労働行為事件の審査です。

これは、使用者が、法律で禁止されている①から③に記載しております労働組合の活動を阻害する行為を行った場合に、組合または労働者個人からの申立てを受けて審査を行い、必要に応じ、救済命令あるいは和解等により解決を図るものでございます。

次に、2の労働争議の調整です。

これは、労働組合と使用者との、いわゆる集団的労使紛争を双方の話し合いで自主的に解決できない場合に、法律に基づき、当事者からの申請によりあっせんなどを行い、解決を図るものでございます。

最後に、3の個別労働関係紛争のあっせんです。

これは、労働者個人と使用者との紛争を双方の話し合いで自主的に解決できない場合に、知事が定めた規則に基づき、当事者からの申請によりあっせんを行うものでございます。

説明は以上です。

なお、課長からの説明は省略させていただ

きます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○緒方勇二委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

議案等について、商工観光労働部、企業局の順に執行部の説明を求めます。

それでは、関係課長から、資料に従ひ説明をお願いします。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

経済環境常任委員会説明資料、9月補正予算・専決処分議案・条例等議案関係の22ページをお開きください。

右側の説明の欄を御覧ください。

商業指導費として、893万円余をお願いしております。

中小企業強靱化BCP推進事業として、県内中小企業等の事業継続計画、いわゆるBCP等の策定の促進に要する経費でございます。

度重なる災害等により、BCPの必要性についての認識は、一定程度高まっているものと思ひます。セミナーや実際にその場でBCPを策定していただくようなワークショップ、これを開催したり、それぞれの地域でBCPの策定を推進していただけるように、商工会等の経営指導員に対し、BCPに関する学習機会を提供したり、そのようなことをしてまいりたいと考えてございます。

以上になります。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料は23ページをお願いいたします。

9月の補正予算として、商業総務費で6,200万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

1の商業指導費として、先ほど主要事業の最後に御説明しました商店街の機能維持や発展に資する取組を支援するものでございます。

街路灯などの防犯、防災に係る環境整備やコロナ禍における商店街の課題解決、また、キャッシュレス化に対応するための専門家の派遣や研修会の実施など、商店街の活性化を支援する事業でございます。

2の国庫支出金返納金は、いわゆるグループ補助金につきまして、交付額の再確定に伴い、国庫返納に要する経費でございます。既に事業者からの返納は行われております。

次に、資料34ページをお願いいたします。

令和2年8月21日の専決処分の報告及び承認についてでございます。

令和2年7月豪雨に係る施設、設備の復旧支援でございますが、いずれも、7月31日の国の対策パッケージを踏まえ、国の予算の範囲内で予算化を行ったものでございます。

上段、中小企業振興費で3,000万円余の増額補正でございます。

右側説明欄のとおり、被災商店街等の組織の共同施設等の復旧支援に要する経費でございます。こちらは、9月30日から申請受付を開始しております。

下段、商工施設災害復旧費で241億1,200万円余の増額補正でございます。

なりわい再建支援事業としまして、被災中小企業者の施設、設備の復旧支援に要する経費でございます。

冒頭、部長の総括説明にもございましたとおり、8月31日から補助金の申請を開始し、併せて県内各地19か所に窓口を設け、申請書作成等の相談に対応しております。

次に、またページ飛びますが、37ページをお願いいたします。

第15号議案、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てでございます。

38ページの改正条例の概要をお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨及び内容につきましては、記載のとおり、産業競争力強化法の一部改正に伴いまして、条例に引用している法の規定が改正されたことから、関係規定の整理を行うものでございます。

なお、今回の法改正は、条例の仕組みの変更を伴うようなものではございません。

施行時期につきましては、法改正の施行時期としております。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

9月補正予算について説明させていただきます。

戻りまして、説明資料の24ページをお願いいたします。

上段の労政総務費について、1,240万円余の補正をお願いしております。

説明欄の(1)の熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により就職活動が制限される中、オンラインを活用した合同企業説明会を実施し、大学生、高校生やその保護者などに対して、県内企業の魅力を知って出会ってもらい、新卒者の県内就職を促進する経費でございます。

次に、(2)の中高齢者就業支援事業ですが、中高齢者にセミナーなどを実施し、再就職を支援する経費でございます。

次に、中段の職業訓練総務費について、4,490万円余の補正をお願いしております。

説明欄の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業ですが、老朽対策が必要な高等技術専門校の建物の再整備及び技能振興センターの設置に要する基本設計等の経費でございま

す。

次に、下段の失業対策総務費について、2,330万円余の補正をお願いしております。

説明欄のくまもと型就職氷河期世代活躍促進事業ですが、これは、就職氷河期世代で長期無業状態にある方などに、オンライン相談や業務体験など、各種支援を行う経費でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定ですが、先ほど御説明いたしました職業能力開発施設の整備事業で、複数の工期に分けて順次建て替えを実施していくこととしており、設計期間短縮のため、基本設計と実施設計のうちの第1期分、技能振興センター等の分を併せて委託し、3か年にわたることとなるため、設定を行うものです。

次に、飛びまして、説明資料の39ページをお願いいたします。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

40ページの条例(案)の概要を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症をきっかけに、全ての職業訓練をオンラインで実施できるよう、国の職業能力開発促進法施行規則が一部改正されました。今回の条例改正は、国の規則の一部改正に伴う関係規定の整備になります。

続きまして、法人等の経営状況の報告を行います。

別冊の経営状況を説明する書類をお願いいたします。

3番目の一般財団法人熊本テルサの経営状況について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず概要ですが、当財団の4、設立目的は、勤労者の福祉に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することとなっております。

6、基本財産は1億円で、県は7割の出資を行っております。

2ページをお願いいたします。

令和元年度の事業状況ですが、嘱託職員の正職員化やホームページなどを活用した販売促進に努めました。

1月時点では、予算を上回る売上げを達成していましたが、2月以降はキャンセルが相次ぎ、年間売上高は1.8%減少しました。

4ページをお願いいたします。

令和元年度の決算書となります。

まず、損益計算書ですが、最上段の1、売上高は、7億4,100万円余となり、表の中ほどより少し下に記載しております5、償却前営業利益は、2,100万円余の赤字、減価償却費等により、一番下の13、当期純利益は、5,200万円余の赤字となっております。

6ページをお願いいたします。

1、令和2年度の事業計画書でございます。

1、総括の最後の部分に記載しておりますが、新型コロナ対策を徹底し、安心して利用いただく取組を進めていくこととしております。

7ページをお願いいたします。

2、令和2年度の予算ですが、売上高を前年度の約6割、4億8,400万円余、最下段の経常利益は、1億2,000万円余の赤字を見込んでおります。

今年度は厳しい経営環境ではありますが、7月は予定の売上げを確保しておりました。しかし、感染が再拡大した8月は、見込みを下回っております。宿泊や宴会、会議の利用について、売上げ増と経費削減や支援策を活用し、対応していくこととしております。

熊本テルサの経営状況の説明は以上です。

続いて、4番目の雇用環境整備協会の経営状況の書類をお願いいたします。

1ページをお願いします。

財団の概要になります。

4、設立目的は、人材の確保、育成、定住促進に寄与することとなっております。

5、基本財産1億円の全額及び6、運用財産28億円余のうち20億円を県が出資しております。

2ページをお願いいたします。

2ページから9ページまでが令和元年度実施の事業状況です。

協会では、1、講座・セミナー・育成事業、2、相談事業など4つの柱で、国や県の委託事業のほか、独自事業により高校生、大学生等を対象とした就職等支援事業を実施しました。

10ページから11ページが、決算書のうち、正味財産増減計算書でございます。

まず、1、経常増減の部についてです。

基金の運用益等受託事業収入である経常収益の合計が9,200万円余でございます。

11ページ、最上段の経常費用合計が9,600万円余であり、その下、差引き額389万円余の赤字となっております。

また、11ページの一番下、令和元年度末の正味財産期末残高は、31億5,095万円余となっております。

少し飛んで、16ページをお願いいたします。

令和2年度の事業計画です。

新型コロナの影響に伴い、集合型のイベントをオンラインへ切り替えるなどの対応を行い、若年求職者と企業とが互いに接点を持つ機会の創出に取り組んでいます。

最後に、22ページ、令和2年度における収支予算書をお願いします。

1の(1)経常収益の欄の合計は7,600万円余、ページの下から6番目の経常費用の合計は、8,900万円余を見込んでおります。

その2つ下、差額である当期経常増減額につきましては、マイナス1,300万円余となっておりますが、経費節減した事業実施に努め、最終的な決算において赤字が出た場合



は、繰越金等の流動資産からの充当により対応することとしております。

以上、熊本県雇用環境整備協会の説明を終わります。

続いて、5番目の希望の里ホンダの経営状況の資料をお願いいたします。

1ページの会社概要ですが、設立目的は、重度障害者の雇用の場を拡大することで、本田技研、熊本県、宇城市の3者が出資して設立しています。

資本金5,000万円のうち、県が44%出資しております。

2ページをお願いいたします。

令和元年度の事業報告です。

③の表、財産及び損益の状況を御覧ください。

直近4期の損益等を記載しております。

一番右の列の36期、令和元年度の売上高は、北米工場の在庫適正化の影響等によって、最上段で、63億2,500万円余の売上げとなっております。

2段目の経常利益は、900万円余となっております。

3ページをお願いいたします。

下段の④従業員の状況を御覧ください。

令和2年3月末時点で、従業員53名、うち障害者23名を雇用しております。

次に、7ページをお願いいたします。

ここからは、令和2年度の計画です。

四輪部品の生産の増加が見込まれ、全体としては、2、収支計画の①売上げ計画、最下段に記載のとおり、65億2,700万円余、3%の売上げ増を見込んでおります。

8ページ、⑤の経常利益について、売上げ増を見込んでおりますが、昨年度の保険解約等の営業外収益がないため、経常利益は550万円余となる見込みです。

以上、希望の里ホンダの説明を終わります。

労働雇用創生課は以上でございます。御審

議のほどよろしくお願いいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

令和2年度9月補正予算について御説明します。

9月補正予算資料の26ページをお願いいたします。

まず、表上段の工鉦業振興費でございます。5,667万円余をお願いしております。

(1)地場企業立地促進費補助です。地場企業の施設整備等への助成による県経済活性化及び雇用創出の促進に要する経費で、2,100万円をお願いしております。

(2)第4次産業革命推進事業でございます。980万円をお願いしております。専門家の派遣等により、企業のI o T、A I等の先端技術の導入を促進する事業でございます。

(3)空港周辺地域における産業振興創出事業でございます。2,587万円余をお願いしております。熊本の強みである医療、食、健康、農業などのライフサイエンス分野を中心とした知の集積の推進に向けた構想策定のための基礎調査に要する経費でございます。

次に、表下段の産業技術センター費でございます。1,626万円余をお願いしております。

1、試験研究費でございます。977万円余をお願いしております。セルロースナノファイバーを活用した産業技術センターの開発研究費等でございます。

2、技術指導事業費でございます。649万円余をお願いしております。I o T導入を希望する県内企業の技術者を対象とした技術研修に要する経費でございます。

27ページをお願いします。

新事業創出促進費でございます。245万円余をお願いしております。新分野に進出する企業等への支援に要する経費でございます。

以上、産業支援課は、補正予算7,539万円

余を計上しております。

9月補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、法人等の経営状況の御報告をさせていただきます。

法人等の経営状況を説明する書類の6番をお願いいたします。

報告第16号、公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

当財団は、平成13年に、熊本県中小企業振興公社、熊本テクノポリス財団、熊本テクノポリス技術開発基金の3つが統合し設立され、平成25年に公益財団法人へ移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更いたしました。

2ページをお願いいたします。

組織は、3部、1センター体制です。県内中小企業への支援を幅広く行っており、中小企業、小規模事業者の経営力強化を支援するよろず支援拠点推進室や高度技術の推進を図る産学連携推進室、グループ補助金に係る無利子貸付事業を行う復興支援金融室などを中核としております。

飛びまして、22ページをお願いいたします。

貸借対照表です。

資産の部、一番下の欄の資産合計は、450億6,436万円余となり、67億2,405万円余の増となっております。

このうち、被災中小企業施設・設備整備支援事業基金積立資産の受入れが47億5,000万円の増、同事業貸付基金積立資産の取崩しが18億7,734万円の減、また、同事業長期貸付金の増加、37億7,090万円余の増が主なものです。

23ページ中段、負債合計68億1,062万円余の増は、長期借入金の増によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書です。

27ページ中段の当期経常増減額は、5,511万円余の赤字となっておりますが、受け取り補助金や受託金の減が主なものです。平成30年より、およそ1,800万円の改善となっております。

なお、平成28年度より、赤字解消を図る基本指針を策定し、管理費の節減や資金の有効活用等、財務改善に努めております。

一番下段の正味財産期末残高は、54億971万円余となっております。

飛びまして、41ページをお願いいたします。

事業計画でございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、これまで以上に県内中小企業等の積極的な支援に取り組み、感染症の影響の最小化に努めてまいります。また、従来に引き続き、熊本地震の復興支援に取り組んでまいります。

個別の事業計画概要につきましては、44ページ以降に記載しておりますが、詳細は省略させていただきます。

くまもと産業支援財団の説明につきましては以上でございます。

続きまして、報告第17号、一般財団法人熊本県起業化支援センターでございます。

書類の7番を御覧ください。

1ページを御覧ください。

当センターでは、5の業務概要の(1)創業初期や新分野進出期の企業に対する株式等の引受けによる資金提供を行う機関として、平成8年に、県と地元金融機関等の出資により設立しているところでございます。

資料の4ページを御覧ください。

令和元年度の事業実績でございます。

(2)事業別概要の①投資事業ですが、令和元年度は、4社に対しまして8,000万円の投資を行っております。

5ページをお願いいたします。

これまでの投資実績の累計は、令和元年度末時点で105件、10億2,938万円余となっております。

次に、イ、保有株式等の処分でございます。

所有している株式につきましては、引受期間の10年が経過いたしますと、原則企業等に売却いたします。令和元年度は、計1,465万円を売却しております。

次に、投資事業以外の活動としまして、②起業化シーズの発掘及び事業化の支援に関する事業を行っております。

主に、資金調達や販路拡大、ビジネスパートナー発掘等を目指す企業が事業のプレゼンテーションを行うくまもとベンチャーマーケットを年3回開催し、6ページ上段にありますとおり、計12社がプレゼンテーションをしているところでございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

一番最後でございますとおり、総資産は、17億8,585万円余となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

当期経常増減額につきましては、Iの1の最後にありますとおり、349万円余となっております、前年度と比較いたしまして144万円余の増となっております。

飛びまして、14ページをお願いいたします。

令和2年度の事業計画でございます。

令和2年度も、引き続き、投資活動や、次の15ページ中段にございますベンチャーマーケットを開催いたしまして、中小企業の起業化の支援に努めてまいりたいと思います。

熊本県起業化支援センターにつきましては以上でございます。

続きまして、報告第18号、株式会社テクノインキュベーションセンターでございます。

書類の8番をお願いいたします。

1ページをお開きください。

当センターの概要を記載してございますが、同センターは、益城町のテクノ・リサーチパーク内で貸し工場の運営管理を行っている、平成12年に設立された第三セクターでございます。

飛びまして、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

令和元年度は、12月に1社1室の退去があった一方、令和2年3月には全室入居となっており、その不動産収入が、令和元年度売上高として、4,822万円余でございます。

経常利益は、下から7番目の数字の1,480万円余、当期純利益は、一番下の数字でございます879万円余となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の合計は、一番下の数字でございます11億5,037万円余で、借受け等はございません。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

令和2年度の事業収支予算でございます。

税引き前当期純利益は、一番下の数字でございます856万円余の黒字を見込んでおります。

産業支援課につきましては以上でございます。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

9月補正予算を御説明します。

委員会説明資料の28ページをお願いいたします。

説明欄をお願いします。

蓄電池普及による防災拠点・再エネ促進事業でございますが、防災拠点となる県有施設への蓄電池設置等に要する経費として、2,949万円余をお願いしています。

事業概要といたしましては、指定避難所となる県立高校等のうち、既に太陽光発電設備が設置されている高校等に蓄電池を新たに設置し、災害や危機に強い防災拠点づくりを図るものです。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

工鉦業総務費として、2億490万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

1の企業誘致促進対策事業費として、1億9,490万円余を計上しております。

初めに、(1)の県外IT企業・コンテンツ関連企業等ネットワーク構築事業ですが、これは、近年、大都市のIT企業が、コロナ対策や人材確保のため、地方に拠点を設置する事例が増えつつあります。そこで、本県に立地しているIT企業が持つ人脈や取引先等のネットワークを活用して、大都市から本県へ企業を誘致する事業でございます。

次に、(2)企業立地促進費補助でございますが、これは、県内へ新たに事業所等を新設、増設しようとする企業に対する補助でございます。6月補正予算以後に必要なとなった案件について追加をお願いするものでございます。

次に、(3)市町村施設整備促進事業ですが、これは、企業誘致に取り組む市町村がサテライトオフィスや工業団地などを整備する際に助成を行うものでございます。

次に、2の工業団地造成対策費では、県営工業団地環境整備事業として、1,000万円を計上しております。当該事業は新規事業でございます。

大変申し訳ございませんが、新規事業を表す記号、丸に新という文字が記載漏れとなつ

ておりますので、事業名の前に記号を追加くださいますようよろしくお願いいたします。申し訳ございません。

この事業は、製造業等の立地に必要な工業団地の候補地選定に向けた基礎調査に要する経費でございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○脇観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

まず、9月補正予算、観光費でございますが、右側の説明欄、観光客誘致対策費として、4,391万円余を計上しております。

(1)の新規事業、スポーツ振興活性化事業についてですが、これは、国際スポーツ大会のレガシーをつなぐスポーツコミッション設立に向けた調査やスポーツツーリズム推進等に要する経費でございます。

(2)の新規事業、スマート観光交通体系構築推進事業についてですが、これは、新しい生活様式を踏まえた今後の観光における2次交通に係る関係市町村と連携した検討、実証に要する経費でございます。

次に、観光基本計画の促進費の野外コンサート施設運営事業として、92万円余を計上させていただきます。これは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたアスペクタの指定管理料でございます。

続きまして、説明資料の31ページをお願いいたします。

農業総務費でございますが、ブランド確立・販路対策費として、2,227万円余を計上しております。

(1)の県産農林水産物等輸出推進総合支援事業についてですが、これは、輸出事業者の掘り起こしから輸出に至るまでの総合支援に要する経費でございます。

(2)の新規事業、海外輸出拡大対策事業に

ついてですが、これは、輸出相手国のニーズに沿った輸出展開等に要する経費でございます。

以上、9月補正予算といたしまして、合計6,711万円余をお願いしております。

続きまして、ちょっと飛びますが、説明資料の35ページの専決処分の報告でございます。

まず、観光客誘致対策費の被災地域産業復興支援事業として、3億円を計上しております。これは、被災事業者のなりわい再建に向け、当面の収益確保や地域産業一体となったにぎわい創出など、地域の核となる団体が行う活動の支援に要する経費でございます。

次に、観光基本計画促進費の被災地域観光・交流復興構想構築事業として、2,000万円を計上しております。これは、地域一体となった被災観光地全体の戦略づくり等に要する経費でございます。

以上、8月専決処分といたしまして、合計3億2,000万円をお願いしております。

続きまして、ちょっとページは飛びますが、47ページ。

報告第19号、熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類でございますが、開会日に配付させていただきました資料に一部誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。御迷惑をおかけいたしました。

それでは、概要につきまして、別冊のインデックス番号9番をお願いいたします。

資料、1ページをお願いいたします。

伝統工芸館の概要を記載しております。

3の設立年月日等についてですが、当法人は、伝統工芸館の管理運営財団として、昭和57年6月に設立され、公益法人制度改革によって平成22年に一般財団法人へと移行いたしました。

次に、7の指定管理についてですが、平成18年度の指定管理者制度導入以降、同施設の指定管理者となりまして、現在3期目を迎

ております。

ページをめくりまして、資料、2ページをお願いいたします。

令和元年度の経営状況でございます。

令和元年度末、正味財産基本残高は、前年度より360万円余り増加し、7,000万円余となっております。

下の表の収支計算書を御覧ください。

主な事業活動収入としまして、県からの指定管理料が7,887万円余、販売手数料等収入が1,121万円余で、総額1億717万円余となっております。

主な事業活動支出として、人件費が5,595万円余のほか、施設の維持管理経費等として、総額1億357万円余となっております。

投資活動収支を加えますと、令和元年度の収支としまして、387万円余の黒字となっております。

資料、4ページをお願いいたします。

下の表を御覧ください。

令和元年度の利用者数を掲載しております。

令和元年度は、コロナウイルス感染拡大の影響もありまして、平成30年度と比べ6%程度減少し、右の下にありますとおり、合計13万8,000人余となっております。

資料、ちょっと飛びますが、6ページから17ページでございますけれども、こちらのほうに各種事業の実施状況を記載しております。自主企画展示事業、それから県内の工芸品の展示販売など、様々な事業を展開しております。後ほど御覧いただければというふうに思っております。

またちょっと飛びますけれども、ページをめくりまして、資料の23ページを御覧ください。

資料、23ページからが令和2年度の事業計画に関する書類でございます。

24ページからの表を御覧ください。

本年度は、工芸家のたくみの技を記録した

映像を放映するとともに、工芸家をお招きいたしまして、その制作工程を紹介する企画展を開催することとしております。このほかにも、様々な事業を展開し、国内外に向け、本県の伝統的工芸品産業の振興と活性化に努めてまいります。

最後に、資料、34ページを御覧ください。

令和2年度の収支予算書でございます。

令和2年度も、引き続き経費節減等に努めることとしておりますが、収入、支出ともに令和元年度と同程度の額で計上させていただいております。

観光物産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○府高国際課長 国際課です。

9月補正予算等の説明資料のほうに戻ります。

32ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

観光費につきまして、4,000万円の増額をお願いいたしております。

まず、(1)コンテンツを活用した活力創造事業につきましては、県南などの被災地の復興の後押しをするとともに、県の認知度向上、誘客促進につきまして、県にゆかりのある漫画、アニメ等のコンテンツを活用し、新たな展開を図っていくための経費でございます。

次に、(2)コロナ禍における観光持続化事業でございますが、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により旅行会社等への直接訪問ができないため、オンライン等で活用できる動画等を作成し、旅行会社等とのつながりを今後も維持していくための取組の推進に要する経費でございます。

続きまして、ページ飛びまして、36ページのほうをお開きください。

これは、8月21日専決予算の御報告となります。

観光費につきまして、観光客誘客対策費として、9,100万円余を計上いたしております。

こちらにつきましては、7月豪雨分として、ボランティア参加者に被災地復興応援券を配付することにより、被災地の経済復興を後押しするために要する経費でございます。

国際課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○永松総務経営課長 総務経営課でございます。

まず、9月補正予算等について御説明いたします。

説明資料の最終の48ページをお願いいたします。

電気事業会計に係る債務負担行為でございます。

現在、緑川第一発電所の水車発電機更新工事を実施しており、完了予定が令和4年1月でございます。

今回御提案する緑川第一発電所取水口スクリーン更新工事は、13か月の工期を要し、両事業の完成時期を合わせるため、年内に着工する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

議案第30号、公共施設等運営権の設定について御説明いたします。

これは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、1に記載の有明工業用水道及び八代工業用水道の運営権を3に記載のウォーターサークルくまもと株式会社に設定するものでございます。

なお、運営権の設定期間は、次ページ、5に記載のとおり、来年4月から20年間です。

14ページをお願いいたします。

今回運営権を設定するウォーターサークル

くまもと株式会社は、荒尾市水道事業の包括委託など、上下水道分野における官民連携事業に多くの実績を持つメタウォーター株式会社やNTT西日本など、5社が出資して設立した特別目的会社です。

運営権設定事業者の選定につきましては、3に記載の2グループについて審査を行い、メタウォーターを代表とするグループを選定しました。

選定に当たって評価した項目としては、4に記載のとおり、施設の長寿命化による更新費用の大幅な削減、BCP計画の策定によるリスク管理、また、事故発生時の初動対応費用についても、県の設定した額を大幅に上回る提案がなされた点などでございます。

経緯等につきましては、15ページに記載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等及び議案等について、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○内野幸喜委員 38ページ。これは、6月議会のときにも、事業継続支援金についてはお伺いしたんですが、既にもうあれから3か月がたちました。今現在の申請の件数等をお聞かせいただきたいというのがまず1点と、同じように一つデータを、数字をお聞かせいただきたいのが、8月の臨時議会のときはまだデータが出てなかったと思うんですが、くまもつと泊まろうキャンペーンが、最終的に8月31日までだったと思うんですが、もうあれ

から1か月たっていますので、今現在分かる実数値、どれだけの件数、申込みがあったのかというのを、まずちょっとその2点、数字についてお聞かせいただければなと思います。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

1つ目の質問、事業継続支援金の申請件数、交付状況等についてお答えいたします。

10月1日までに797件の受付を行いました。そのうち、598件について支払い手続が完了しています。

以上になります。

○内野幸喜委員 金額はお幾らになりますかね。10万と20万とあると思うんですが、合計で。

○臼井商工政策課長 合計で8,400万円になります。

○川寄国際観光推進室長 くまもつと泊まろうキャンペーン、熊本県の宿泊応援キャンペーンの件数について御報告いたします。

8月31日で一旦終了させていただきまして、約6万件という数字になっております。請求手続が今進められているんですけども、若干遅れているところがありますので、6万ちょっと超えるぐらいの数字というふうに報告を受けております。

以上です。

○内野幸喜委員 まず最初の事業継続支援金、598件が交付済みと。で、8,400万と。これ、予算はそもそも幾らだったですかね、当初予算というのは。

○臼井商工政策課長 予算は、42億円でございます。

○内野幸喜委員 だから、42億の予算を組んで、実際は8,400万ということですよ。

私は、6月のときも言ったんですが、国の持続化給付金との開きがあるもので、やっぱり申請をためらっている方とかいらっしたりとか、あと場合によっては、ちょっとこの基準をもう少し緩和したりとか、この10万と20万というものを、例えば、30万と50万とか、そういうふうにしていてもいいんじゃないかなと思うんですけども、この申請状況、それから給付済みの金額を考えると、まだまだ予算というものはあるわけですから、その辺も柔軟に考えてもいいのかなと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○臼井商工政策課長 先に1件訂正させていただきます。

予算額、先ほど申し上げた42億円は、休業要請協力金も含めた数字でございました。正確には、予算額36億円でございます。失礼しました。

事業継続支援金がおっしゃるとおり、申請が予算額に対して低くなってございますけれども、予算額については、緊急事態宣言直後、感染拡大による県経済の影響を見極めることができない中、制度を創設する必要があったため、万全の備えとなるよう所要の額を計上しております。実際の支出額との間には差が生じるものと考えてございます。

また、申請については、事業者が、今後コロナウイルスが再拡大することで、申請期限の1月15日までに、もしかしたら国の持続化給付金の対象となると、そのような可能性を想定して現時点で見送っていることも一定程度考えられます。

事業継続支援金の給付額を引き上げてはどうかということでもございましたけれども、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者を幅広く支援するため、持

続化給付金の対象とならない中小企業者等に対して事業継続支援金を交付しておりますけれども、こちらに関しましては、例えば8月補正に、従業員の休業の延長など、雇用への影響の長期化が懸念されますので、雇用維持に尽力する中小企業等の負担を軽減し、雇用維持の一層の推進を図る観点から、雇用維持奨励金等も10万円交付してございます。このようなものも踏まえまして、パッケージで支援してまいりたいと考えています。

ただ、いずれにしましても、今後の事業者支援の在り方については、先生の御意見も踏まえまして、幅広い観点から検討してまいりたいと思います。

○内野幸喜委員 確かに、いろんなパッケージで支援をしていただいています。

36億ですね、訂正があつて。で、8,400万ということだから、35億予算上まだ残っているということなわけですから、これをもう少し柔軟に私は考えてもいいのかなと。

以前からこれ何度も言ってるんですけども、50%以上前年比減収、減額を食らった場合は、法人であれば200万、49%だったら、それが対象外となって20万と。10倍の差があるわけですからね。だから、少しそこは、これだけまだ予算を組んでるわけですから、ちょっと今後、第3波とかということもあるかもしれないんですが、ちょっと柔軟に考えていただきたいなというように思います。これはもう要望でいいです。

それから、くまもつと泊まろうキャンペーンが6万件だったんですね。当初、これ20万を予想していたと。その後、先ほども理事の説明等もありましたけれども、豪雨災害とか、それからコロナの感染拡大等があつて、予定していたものよりは多分少なかったんだろうと思います。

これも前回もちょっと要望したんですが、せっかくそういうキャンペーンをしていただ



いて、まあ20万泊ということを当初予定していたわけですから、これが6万件。だから、今後、また第2弾という形でぜひこうした事業ももう一度やっていただきたいなど。それがやっぱり被災地の応援にもつながりますし、ぜひこういったことは今後検討していただきたいなどというように思います。これも要望でいいです。

○前田憲秀委員 私も、前回お聞きしたことも絡めてちょっとお尋ねなんですけれども、商工政策課長さんから雇用調整維持の奨励金、これとも絡めてということがあったんで、私もぜひそれをお願いしたいと思うんですけども、この事業継続支援金は、国の持続化給付金が出て、もうすぐそれに当てはまらない人ということで、非常によかったと思うんです。49%以下。

ただ、今内野先生が言われたように、金額はもう圧倒的な差があるので、微妙なところは、やはり来年まで期間があるので、様子見だとか、今言われているように、不正受給の問題もありますよね。なかなかニーズは、36億あったと予算は言われていますけれども、その程度なんじゃないかなというふうに思っています。

それと同時に、42ページに、労働雇用創生課長さんから、例の奨励金は7億2,800万、これは、逆にどれぐらい給付されているんですかね。10万円の分ですよ、これは。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

雇用調整助成金の奨励金ということで、予算上は、7,000社分の7億、1社当たり10万円なんですけれども、お認めをいただいているところです。

現在の申請と支給状況、これは、10月2日現在の数字になりますけれども、申請数が2,099件、支給決定をしたものが、少しちよ

っと時間かかっておりますけど、1,072件、約51%分の支給決定を今のところやっているところです。

○前田憲秀委員 ということは、額にするとどれぐらいになるんですかね。掛け10万。

○岡村労働雇用創生課長 1件当たり10万円が上限となっておりますので、2,099件の申請ですので、2億。1億720万円……。

○前田憲秀委員 要は、1,000件ですから、1億円ですかね。ということでもいいんですかね。

○岡村労働雇用創生課長 はい。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

先ほど、これと連携をしてということだったんで、ぜひ私がお願いしたいのが、前回も言ったように、雇用調整助成金というのは、10月まで延長されて、今、年末までするかしないかという議論が出ています。非常にこれ、企業主、事業主さんはありがたいんですけども、社会保険料の事業主負担、これは、やはり自前で確保しないといけないんですよ。これ前回もお話したんですが、これ、従業員数が多いほど、その分の負担は大きいんですよ。だから、そういったところに、国は大きく支援金とかカバーしますけれども、県でそういう声を聞いて、そういうところに——これ、10万円もありがたいんですけども、なかなかそれじゃ足りないですよ。もう4月、5月ぐらいからの雇用調整助成金、これ2月までたしか遡ったんじゃないかなと思うんで、雇用の維持、給料の確保は何とか——それでも少ないと言われるんですけども、助かってる企業さんがいるんですけども、社会保険、これ、延納とかそういう話はもちろんあってま

すけれども、結局払わないといけないのでたまっていく一方。

そういう話、この間もなかなかあんまり聞いてませんって話だったんですけども、そういう話絶対あると思いますので、先ほどの予算を立てて、使い分けがどうか分からないんですけども、今連携というお話が出たんで、私は、商工政策課さんと労働雇用創生課さんと連携をして、そういったところに回せないのか、あてがわれないのか、何か名称を変えてでもできないのかというのは、ぜひ検討していただきたいなと思ってます。

要望でいいです。

○緒方勇二委員長 要望でいいですか。

○前田憲秀委員 よろしくをお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○早田順一委員 部長の説明とかいろいろ話の中で、新しい生活様式という言葉がよく出てきますけれども、さっき説明の中で、テルサが、今期が1億2,000万円の赤字ということで御報告がありましたけれども、そういったことを考えますと、県内のそういう旅館とかホテルとか飲食店もかなりの赤字が出ているんじゃないかなというように思っております。

そういった中での新しい生活様式に対応をした政策を、いろんなことで展開をされていかれるというように思っておりますけれども、その中で、具体的にちょっと聞きたいんですけども、これは、9月補正の、例えば31ページとか、輸出のほうですよ。輸出関連で、これまでの、例えば農産物とかの輸出のやり方と新しい生活様式、コロナの対策でのその輸出のやり方というか、どういうふうに違うのか、それをちょっとお聞かせください。

い。

○池田観光物産課政策監 観光物産課でございます。

取りあえず、新しい生活様式での輸出ということでございますけれども、当然、渡航ができないということになりますので——輸出については、取引相手からの要望はございます。輸出はするんですけども、まずオンライン、出向いての商談はできませんので、オンラインでの商談をやったり、あるいは現地でのプロモーションですけども、これも行けないので、現地の輸入業者と連携しまして、現地の販売員、あるいはサンプルを送りまして、それを用いましたプロモーション活動、そういったものやっけていながら、非接触型での販売促進の取組を展開していきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 今話を聞きましたけれども、何か、今までもやってそうな取組じゃないかなという思いをしますけれども、それを、全く行けないということで、それに徹してやるということでしょうけれども、実際のところどうなんですかね。輸出は、コロナの前までは多分伸びてきたというふうに思いますが、今後、手応えというかそういうのを何か思われているならちょっと聞かせてもらいたいんですけども。

○池田観光物産課政策監 輸出につきまして、一旦、コロナが発生した頃は、飲食店が閉鎖になって取引が停止したという事態もあったんですけども、諸外国においても、やはり巣籠もり需要というのがございまして、野菜とか果物といったものは、逆に言えばかなり伸びていると。国内も巣籠もり需要ありますけれども、国外も巣籠もり需要ございます。また、ある程度これまでの取組の成果もあるかもしれませんが、熊本県産が欲しいと

いう要望もございますので、そういった意味からすると、かなり米とか牛肉とか、そういったものは増えている状況でございます。

こういうものをチャンスと捉えまして、新たな非接触型での販売促進に取り組みたいというふうに思っておりますし、農林水産物のみならず、県産品、一体となって販売展開をやっていききたいというふうに思っております。

○早田順一委員 特に、農産品で高級品がやっぱりだぶついているというふうに聞きますので、そういったのはけ口とか、そういうのもぜひしっかりやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○緒方勇二委員長 要望でいいですか。

○早田順一委員長 はい。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 9月補正の資料で23ページ、商業総務費ということで、説明の欄に商業指導費というふうなことで、新規事業の商店街活性化支援事業について、ちょっとこれは具体的な――700万ですけれども、商店街の課題解決、活性化と。まあ700万ではとても全県的な商店街の活性化というとはできぬと思えますけれども、これは、具体的にどこかの商店街を支援するというふうな話なんでしょう。ちょっと具体的な内容を教えてください。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料、23ページの商店街活性化支援事業についてでございます。

この事業は、例年行っている事業で、新がついているのは、新たな交付金を使ってやる

という部分でございます。

この700万円の内訳としましては、1つが、防犯、防災のための、例えば防犯カメラでありますとかそういうものを整備する際に、市町村が支援をする際に県が半分を持つということで、これは、例年市町村から、県事業を今年やられますかという、一応御相談もでございます。700万円のうち250万円を充てるようにしておりますが、多分今年はこのぐらいで、年度後半の事業にもなりますので、足りるのではないかなと思っております。

それからもう一点が、商店街の課題解決や活性化に資するというところで、こちらのほうは、350万円程度と見込んでございます。

こちらは、各商店街が、このコロナ禍で、じゃあ自分たちの商店街にどういう課題があるのかというあたりを踏まえていろんな課題解決に取り組んでいただこうということで、専門家派遣等を行って、そこを一緒に考えていただくような事業を考えております。

具体的には、1つの商店街で、例えばそういう取組をされましたものを、例えば、商店街の連合会あたりで横展開をして広めていただくというような形で進めればなと思っております。大きく2つの事業で構成しております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 分かりました。

なかなか何か私も今までちょっと気づかんだんですけども、県行政として、商店街に対する支援策というのは今までほとんどなかった、個別的な支援策というとはあんまりなかったというふうに思うとですね。ほとんど地元の市町村で商店街の活性化というのはやってくださいというふうなことで、県の関わりがかなり薄かったというふうには私を感じておりますけれども、こういう予算も少しずつやっぱり増やしながら、安心、安全な

商店街づくりだとか、あるいは人材育成だとか、そういったのにも積極的に、特に、今コロナ禍の中で商店街の皆さん方、非常に——スーパーのごたつとは多かったですけれども、商店街となると、かなり厳しい状況になりつつあるというふうに私は実感しておりますので、ぜひこういったものを充実させながら取組を加速していただきたいというふうに思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○城戸淳委員 9月補正の24ページ、新事業のくまもと型就職氷河期世代の活躍促進事業というところをちょっとお尋ねしたいんですけれども、今コロナ禍の中で、なかなか企業も非常に厳しい状況であって、雇用に対して、長年失業されている方を社会的、職業的ということで、自立を目的にされているというのはよう分かるんですけれども、企業はどういう状況なんですかね。例えば、氷河期と言ったら、41から51ぐらいが多分氷河期だと思うんですけれども、そういう中で、会社としてはどうこの辺の認識をと、県はどういう対応をしているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

氷河期世代で申しますと、大体30代後半から40代ぐらいまでの方を氷河期世代というふうに、支援の対象というふうに捉えております。

もともと景気が悪い時代に、正規雇用というのなかなかなくて、非正規に甘んじていらっしゃるとか、あるいは長期無業の状態にある方というのを、商工観光労働部のほうでは対象として取組をするというところになっ

ているんですけれども、今回、熊本県のほうで、就職氷河期世代の活躍促進事業ということで、3年間の集中取組期間を国の取組と歩調を合わせて取り組むこととしているところなんですけれども、まずは若者サポートステーションという、若者の自立を支援するようなそういう相談機関があります。そちらの相談体制を強化することと同時に、これは、実際に氷河期世代お一人お一人の状況に応じてとなると思うんですけれども、例えば、オンラインを活用した支援体制ということで、オンラインで相談をできるような、そういう窓口を開設すると。これは、夜間とか土日も対応するようなこととしております。それからパソコンのスキルだったり、ホームページのウェブのデザインだったり、マーケティングの講座といった、オンライン上で、eラーニングするような講座も実施しようと思っております。あるいは、業務の体験ということで、パソコン上で、リモートワークでできるようなそういう仕事についての業務の体験という、そういった取組を行う予定としているところです。

来年度以降は、実際に、今度は受入れの企業のほうに、例えば、産業カウンセラーといったような専門家を派遣して、受け入れるそのモデルという形で企業を支援していくとか、企業の担当者様向けのセミナーとかも開催するというところを考えているところです。

対面でのコミュニケーションに課題を抱える方とかもいらっしゃると思いますので、そういうオンラインとか就業の体験ということから取り組もうと思っておりますけれども、委員御指摘のように、実際、新型コロナの影響で、企業のほうは休業させていらっしゃるというような状況もあつたり、解雇とか雇い止めも出てきているというような状況で、なかなか就職氷河期世代の方の雇用というところに関心が高まるというか、意欲が出

てきているという状況ではちょっと今のところ残念ながらも、お一人お一人の状況に応じるとともに、企業さんの支援も行いながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

もともと景気の状態が雇用が不安定なところで甘んじていらっしゃった方で、たまたまですけれども、また2回目が、力を入れようとした矢先にコロナの影響があるというところで、2度も残念な結果になるというのはなかなかちょっと厳しいところがありますんで、ここは県としてもしっかり取り組んでいきたいなと思っております。

○城戸淳委員 ありがとうございます。

就職氷河期ということの関連でいくと、例えば各市町村の職員採用がありますですね。これ担当課がちょっと違うかもしれぬけれども、例えば、荒尾で建設の臨職あたりを氷河期だけで募集をされておるということもあって、市町村がその氷河期をターゲットにしているところもあると。

ただ、これが一つ問題なのは、やっぱり民間から、今一生懸命氷河期世代の方がずっと長く働いて、やっぱり転職したいというか、違うところに移りたいって気持ちがあんなはつとですよね。そういう中で、例えば、先ほどの臨職になってきたときは、会社がいろいろな資格を取らせて、そして、市のほうにとか市町村に試験を受けて通られると。非常にこれは、民間圧迫にも実はなつとつとですよね。育てた人を、そういう会社が理解のあるところはよかったですけれども、そういうところであって、民間とはちょっと別ですけれども、そういう市町村に関しては、氷河期に向けての募集もされておるということは、非常に私はいいことだと思っておりますけれども、反面、そういう民間圧迫にもなるということもあってですね。

この辺は、企業もだけれども、県から、こ

ういう形で氷河期にもという部分は何か市町村に話はされていますかね、そういうのは。ここはちょっと担当が違うか分からぬばってん。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

市町村への働きかけというのは、特に今は当課としてはやっていないというところなんですけれども、委員おっしゃるとおり——ただ、今年度も、県のほうでも5名の枠で就職氷河期世代に特化した職員採用を募集したところ、500名を超える方の応募があったと聞いております。

一方で、民間企業も、就職氷河期世代を対象とした採用をしようとしているところもあると聞いております。

ただ、残念ながら、公務員ほどは希望のほうがないと、応募がないというようなお話も聞いておりますんで、これはもう氷河期世代の方の希望によるところも大きいと思うんですけれども、そういった、例えば、キャリアカウンセリングだったり、キャリアチェンジだったり、そういったところについても、個人個人の状況に応じた相談に乗るとか、そういったことも必要かなと思っております。

市町村に対してのは、ちょっとやっておりますけれども。

○城戸淳委員 分かりました。

そういうことで、この氷河期世代の活躍ってなかなか、企業との連携も必要ですので、ぜひ細かく情報を集めながらやっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 すみません、主要事業のほうの68ページで、国際課、コロナ禍・豪雨災害における多文化共生の1ですね。

私の地元の企業で、これはもう報道等もされましたけれども、外国からの実習生の方がコロナの陽性ということで、47名だったと思います。49名だったかな。2回陽性だったので49ということですね。実数値は47だったと思うんですが、そのときに、実は私が地元で感じていたのといろいろ周りで報道されてたのが、ちょっと若干違うなど違和感を感じたのがあったんですね。

例えば、ベトナムからの実習生というのは、決して社会的弱者じゃなくて、その企業に勤めている人の話を聞くと、仲間、同僚、同志という人までいらっしゃるんですね。非常にそういう近い関係で仕事をしていて、住んでいるところも、もうこれは決まっているんです、法律で。1人当たり何平米以上って。だから、1部屋に4人ということじゃないんですよ。3LDKのマンションに4人で住んでいるんです、新築の。

それはそれとして、今回、ベトナムの領事館からも県のほうに見えられて、感謝の言葉も述べられたとちょっと私は聞きました。

それはそれとして、今後も3波とか起こる可能性があって、当然これは、熊本県内に住んでいらっしゃる外国人の方も、結果として陽性となる可能性だってこれからやっぱりあるんですね。そのときに、今回の経験を踏まえて、やっぱりああしておけばよかった、こうしておけばよかったというのもこれから出てくる。そのときのことを思って、これからやっぱり準備しておかないといけないことも出てくると思うんですね。

実際、ちょっとまず聞きたいのが、今回のこの感染陽性者が出たということで、実際、県に対して、在留外国人の方からとかの相談とかあったのかというのをちょっとまずお聞きしたいなと思います。

それともう一つは、やっぱりさっき言ったように、非常に今地域に根づいているんですね、皆さん。私の地元でいけば、企業だけじ

やなくて、農業関係だったりとか、もう500名を超えていて、普通にスーパーとかで皆さん買物されていますし、地域の祭りなんかにも——今残念ながら祭りってないんですけども、非常に参加されてて、なじんでるんですね。でも、そうはいつでも、やっぱり言葉の問題とかがあって、なかなか相談しにくいとかっていう部分もやっぱりあるのもまたこれも事実なんですね。

だから、そうしたことも踏まえて、今後、やっぱり県としても、そういうところのアンテナをちゃんと張ってしっかりとやっていかないといけないなと思うんですが、その点の今後の考えというものを、併せてちょっと聞かせていただければなと思います。

○府高国際課長 国際課でございます。ありがとうございます。

まず、うちのほうの一番の拠点といたしましては、外国人サポートセンターというのが去年の9月に開設されて、ちょうど1年になっております。様々な生活支援等の相談って多かったんですけども、おっしゃられたように、コロナ以降、コロナ関連の相談というのが増えてきてます。件数的にはまだまだなんですけれども、そういった形で来ておりますので、どちらかというと、これまで、最初開設時点は待ち受けというのが多かったんですけども、4月以降、コロナがあってからというのは、それぞれ外国人の方々のコミュニティーサイトございますので、そういったSNSだったり、コミュニティーサイトに直接情報を流していくような形で順次切替えをしております。

特に、おっしゃったように、長洲ですとか玉名とかっていうのが、今企業の関係で、技能実習生ですとか農業関係、それから工場関係の技能実習生の方が多かったりとかございますので、それぞれの地域特性に応じたような形で対応というのをしております。

まさに先週、長洲のほうでも、地元で外国人の方の居住されている区長さんですか、あと企業さんですか、あと町ですね、そういったところで、新しい情報の共有ですか、いろんな相談をするための窓口、協議体をつくられてますので、そちらのほうに国際課からも、国際協会ですかサポートセンターからも出ていきまして、今後、積極的なサポートをしていきたいと思っております。

最初にサポートセンターをつくって、待ち受けからスタートしましたが、こちらからどンドンどンドン積極的に情報を出していく、それから情報を持っていくという形、感度を上げながらいろんな問題を吸い上げをして、課題に対応していくような形でこれから進めていきたいと思っております。

以上です。

○内野幸喜委員 外国人サポートセンターの重要性って、ますます高まってくると思います。

さっき、ちょっと理事の総括説明の中で、観光戦略部の設置の話がありましたけれども、これはちょっとすみません、私の勘違いかなと思う点もあるかもしれないんですけども、今後、新たな部ができて、新たな課もできるわけですね。で、多分、以前説明受けたとき、国際という文字はもうなくなっているんですね、課以上で、たしか。だったですね、多分なくなってるんですよ。だから、熊本県庁の組織図を見ると、課以上では国際という文字がなくなるんですよ。でもやっぱり熊本県というのは、じゃあ国際化に対して積極的じゃないのかということそういうわけじゃないので、やっぱりこれまでも積極的にやっていますし、今後もやっぱり積極的にやっていってもらいたい。その一つが、やっぱりこの外国人サポートセンターだと思いますので、ここの重要性はますます、さっき言ったように高まってきていると思いますので、積

極的な情報発信とかそういったものをしてほしいなというふうに思います。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 9月補正資料の30ページ、観光物産課さんで、スマート観光交通体系構築推進事業について、2,100万円ありますけれども、具体的にどういうものかということをお聞きしたいのと、これは、寺野理事が本会議で交通Ma a Sを検討していきますとたしか答弁をされた。あれと何か関係があるのかも含めてお願いします。

○脇観光物産課長 観光物産課でございます。

このスマート観光交通体系構築推進事業についてですけれども、今委員おっしゃられるとおり、理事が答弁したとおり、Ma a S、ああいったものをうまく活用していきたいというふうに思っています。

ただ、Ma a Sといいますと、交通網をうまくスマートフォン等を使いながらその情報をつかんでいって、最適な交通手段を観光客の皆様方が知り得て、スムーズに観光地に行けるという形になるんですけれども、これに合わせて、的確に観光客が必要な情報を提供させていただいたりとか、もしくは周辺にある飲食店の情報、それから、また体験プランの提案とか、そういったものをうまく含めながら、今コロナ禍において、非接触とか、ちょっと密を避けるという新しい生活様式、それから新しい需要に的確に対応させていくことで、観光客の満足度も上げながら、それをベースとした新しい観光の在り方、ありようも検討していきたいなというふうに思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

実は、私、2月の質問のときにMa a Sの

話をしたんですけれども、そのときは、交通政策課さんだと思いますけど、そんなのはまだとても考えてませんということで要望に変えたんですけど、寺野理事が検討いたしますという力強い答弁をされていたので。

まあ2,100万円ぐらいじゃまだ導入段階だと思うんですけど、これは、非常に高齢者の移動手段、それと過疎地の公共交通、全てこれ含まれることになると思うので、観光ということで、今コロナ対策分ということでですけども、コロナでいろんな制約がある。これはピンチですけども、それを逆にチャンスに変えるような思いでぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○小早川宗弘委員 主要事業の資料で38ページですけども、下の部分で「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業、熊本へのU I Jターンの状況について、特に、いろいろ今ニュースの中で、コロナ禍の中で、都市部とか都会、東京とか大阪とか福岡とか、そういったところが感染者が非常に多いということで、地方に移住して働こうという方々が非常に増えているというふうな状況をよく報道では耳にしますけれども、熊本では、今現在どういった状況なのか、動向なのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業ということで、熊本県では、U I Jターン就職支援センターを、熊本も含めまして4か所に設置しております。

委員おっしゃるとおり、U I Jを行いたいという方はおまして、ただ、就職支援センターのところに聞こえてきている数字としましては、昨年度が年間300件程度の相談件

数があったのに対し、今年度8月までで、つまり4か月で90人ということで、大体例年どおりの相談件数がある状況でございます。

○小早川宗弘委員 数字的には思ったほど何かこう、まあ例年どおりというふうなことでありますけれども、これは若者に限らず、何かU I Jターンは、今、東京一極集中とか、地方が担えるという部分では、非常にこれは重要なテーマだと思うとですよね。だから、若者に限らず、それは、ほかの部署との連携が必要なのかもしれませんけれども、雇用対策とか商工政策ということではなくて、何か非常に、今コロナ禍の中で、安心して安全に働ける、暮らせるというのをやっぱり熊本が売りにしていけば、これは新たな活力につながってくるとじゃなかりかなというふうなことを強く思いましたし、43ページ、テレワークの予算も1,000万近くついてるわけで、まあこれじゃ足りぬと思いますけれども、こういった関連する事業もどんどんやっぱり使っていて、そして、今このときに、コロナの中で熊本の在り方という、働き方、暮らし方というの、全体的に何か底上げをしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

ないようであれば、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は、13時。

午前11時57分休憩

午後0時58分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、前回の委員会以降に環境生活部で人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（政策審議監兼環境政策課長の自己紹



介)

○緒方勇二委員長 次に、環境生活部の主要事業等及び付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 環境生活部長でございます。

まず、令和2年度の環境生活部の主要事業等について御説明申し上げます。

令和2年度主要事業及び新規事業の1ページをお願いいたします。

一般会計として、9月補正後の予算総額は、155億5,700万円余の予算を計上しております。

当部では、この資料に記載の事業とともに、7月豪雨災害への対応として、災害廃棄物の処理や水道施設の復旧など、被災された方々の一日も早い生活再建に向け、被災市町村を支援しているところでございます。

このうち、災害廃棄物の処理について、特に被害が大きかった人吉市、球磨村、芦北町の町なか集積されていた片づけごみは、8月末までにはそれぞれ仮置場に搬出されました。道路事情で処理が遅れていた八代市坂本町につきましても、9月上旬には仮置場へ搬出されております。

芦北町では、既に、次のステップとなる公費解体工事に着手されており、これから、各市町村の公費解体が本格化してまいります。引き続き、災害廃棄物の早期処理に向け、被災市町村をしっかりと支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応

として、感染者等への偏見、差別などに対する相談対応や未然防止のための広報、啓発等にも、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

また、環境や県民生活の分野、水俣病など、後ほど関係課長が御説明いたしますが、この資料に記載の事業等について、積極的に進めてまいります。

次に、下段の熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等として、総額29億2,800万円余の予算を計上しております。

続きまして、今回の9月補正を含めた環境生活部の予算概要につきまして御説明いたします。

経済環境常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、第1号議案の一般会計補正予算でございますが、総額2億7,800万円余の増額をお願いしております。

その内容は、CO<sub>2</sub>排出削減などの地球温暖化対策や廃プラスチック対策、また、消費生活相談強化などの新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

第5号議案の専決処分でございますが、総額1,100万円余の増額を御報告いたします。

その内容は、7月豪雨災害関連として、自然公園施設の災害復旧に要する経費でございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和2年度の予算総額は、申し訳ありません、1ページに戻っていただきまして、最下段の真ん中の数字となりますが、184億8,600万円余となります。

そのほか、今回提出しております関係議案は、条例改正2件、県出資団体の経営状況の報告2件でございます。

最後に、その他報告として、熊本県人権教育・啓発基本計画の第4次改定について御報告させていただきます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 続いて、担当課長から主要事業及び新規事業の説明をお願いします。

○松岡環境政策課長 説明資料の2ページをお願いいたします。

チッソ金融支援について御説明をいたします。

説明欄1にこれまでの経緯を記載しておりますが、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金支払いに支障がないようにするため、昭和53年以降、県債を発行し、チッソに貸し付ける形での金融支援が行われております。

現在の金融支援は、平成12年に閣議了解された抜本的支援策によるものでございます。

2番、抜本的支援策の概要でございます。

平成12年以降は、患者県債方式を廃止して、経常利益の中から患者の補償金を優先して支払うことを支援するため、2つの措置が講じられております。

まず、(1)県は、チッソが経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲で返済を行うことができるよう、所要の支払い猶予等を行うこと。そして、その支払い猶予に当たりまして、(2)にありますように、国は、支払い猶予相当額の8割を補助金によって、残り2割の県負担分には100%の地方交付税措置によって手当てされることとなっております。したがって、抜本的支援に係る県の負担はございません。

なお、チッソに対する金融支援に関して、万一不測の事態が発生した場合には、国において万全の措置を講ずる旨、閣議了解がなさ

れております。

3ページをお願いいたします。

チッソへの貸付けに係る県債償還については、特別会計を設けて管理をしております。

内訳は、この表のとおりでございますが、今年度の償還総額は、一番左下に書いてありますが、29億2,800万円余でございます。

4ページをお願いいたします。

平成元年度末の県債の償還状況でございます。

数字が小さくて大変恐縮でございますが、これまで、左側にあります患者県債から設備県債、ヘドロ立替債等6つの県債を発行しておりますが、今年度の償還予定額は、右の合計欄でございますが、元利合わせて239億円余でございます。

5ページをお願いいたします。

5ページは、チッソへの貸付け状況でございます。

チッソから、今後の償還予定額は、一番右の合計欄になります。元利合わせて2,152億円余でございます。

6ページをお願いいたします。

「水銀フリー社会」の実現に向けた取組の推進です。

水銀フリー推進事業は、平成25年開催の水俣条約外交会議において知事が行いました水銀フリー熊本宣言を踏まえ、水銀をできる限り使わない取組を行うもので、本年度は2,306万円余の予算を計上しております。

事業内容は、(1)県有施設等に保管されている水銀含有製品の回収や(2)中学生や高校生を対象とした出前講座、(3)県立大や国水研と連携した水銀専門家の育成支援等を実施しております。

環境政策課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

項目欄1の医療対策の推進につきましては、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、医療費の自己負担分等を給付するもので、今年度の予算額は、86億円余でございます。

説明欄の表を御覧ください。

左側の水俣病被害者手帳をお持ちの方は、平成21年制定の特措法により救済された方々、右側の医療手帳をお持ちの方は、平成7年の政治解決により救済された方々で、それぞれ給付内容欄に記載のとおり、医療費の自己負担分や療養手当などの給付を行っているものでございます。

次に、項目欄2の水俣病関連情報の発信及び福祉の充実でございます。

説明欄1の水俣病関連情報発信事業は、県内の小中高校や教職員、保護者などを対象に、水俣病の啓発を行うものでございます。

2の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣病発生地域の市や町が行う情報発信事業を支援するものでございます。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、胎児性・小児性患者の方々の日常生活の支援及び外出や旅行等の社会参加の支援に関する経費、4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病被害者等保健福祉ネットワークの運営や水俣病犠牲者慰霊式、もやい祭り、もやい音楽祭など、水俣市や芦北町が行う慰霊、もやい直しの取組を支援するものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

水俣病審査課では、説明欄に記載のとおり、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定業務を行

っております。

まず、1の水俣病認定業務の推進について説明をいたします。

認定業務では、認定申請をされている方に対しまして、まず、(1)に記載のとおり、審査の前提となる疫学調査と検診を行っております。その後、(2)に記載のとおり、認定審査会による審査を経て、知事による認定または棄却の決定を行うこととなります。

米印にございますように、8月末現在の申請件数は、433件となっております。

次に、2の水俣病認定申請者治療研究事業でございます。

これは、水俣市などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請から1年を経過した申請者などに対しまして、知事による決定があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。

8月末現在の対象者は、218人となっております。

次に、3の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございます。

これは、熊本大学医学部と複数の基幹病院をネットワークで結び、水俣病の診療に関しまして、最新の医療やより専門的な指導、助言ができるようにする事業でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

水俣病審査課では、認定業務とともに、知事の棄却決定に対して不服がある場合の申立てや訴訟についての対応も行っております。

8月末現在の状況につきましては、資料に記載のとおり、訴訟が9件、不服審査が65件となっております。

説明は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

10ページでございます。

項目1、環境施策の総合的推進でございま

すが、本年度は、県の環境施策の方向を示します今後10年間の環境基本指針及び5年間の基本計画の策定作業を進めております。

項目、2、地球温暖化対策の推進でございますが、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けまして、県民総ぐるみで取り組むとともに、気候変動の影響による被害を抑制する適応策の取組を進めてまいります。

説明欄の1、地球温暖化対策推進事業では、活動推進員を通じた普及啓発活動や条例に基づく計画書制度を通じて、事業者のCO<sub>2</sub>削減や省エネに取り組んでまいります。また、今年度は、環境基本計画の中に位置づけます地球温暖化対策推進計画及び気候変動適応計画の策定も進めております。

11ページをお願いいたします。

項目3、「水の国くまもと」づくりの推進です。

地下水は公共水との認識に立ちまして、将来にわたって利用できるよう、条例の運用や啓発事業等に取り組み、節水や地下水涵養、水環境教育を通して地下水保全対策を進めてまいります。

12ページをお願いいたします。

有明海・八代海の再生でございます。

特措法に基づきまして策定した県計画に沿って、海域環境の保全、改善並びに漁業の振興を全庁的に推進するとともに、地域の自主的な環境保全活動を促進してまいります。

特に、今年度は、(3)に関連しますが、特措法改正に向けまして、要望活動等を行っているところでございます。

13ページをお願いいたします。

項目5、環境教育・学習の推進です。

水俣市にあります県の環境センターを環境学習の拠点としまして、学習支援や環境情報の提供等を行っております。

小学校5年生を対象に行っております肥後っ子教室につきましては、今年度は、新型コロナウイルスの影響で訪問学習から各学校で

のDVD視聴に切り替えて実行しております。

環境立県推進課は以上でございます。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、項目1、大気質の保全対策の推進についてでございます。

説明欄の事業概要の(2)大気環境監視事業でございますが、大気汚染防止法等に基づき、県内35か所の大気監視局と移動測定車を活用して、光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行うものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

項目3、アスベスト対策の推進についてでございます。

16ページをお願いいたします。

説明欄の(2)、(3)の建築物解体等工事及び特定粉じん排出等作業の監視事業でございますが、建築物の解体工事に伴い、アスベストの飛散が懸念されることから、大気汚染防止法に基づく届出指導や監視を行うとともに、特定粉じん排出等作業に対する大気中アスベスト濃度調査を実施しております。

次に、項目4、水質保全対策の推進でございます。

事業概要の(1)の公共用水域水質常時監視事業及び(3)の水質汚濁規制についてですが、河川や海域等の公共用水域の監視、また、工場、事業場からの排水などの監視、指導を行うものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

最後に、項目7、水道事業の推進についてでございます。

平成27年3月に公表した熊本県水道ビジョンの基本方針に沿って、安全で良質な水道水の安定供給のため、市町村等が行う水道整備への支援や水道施設の適正な維持管理の指導監督、水道事業の基盤強化を図るものでござ

います。

環境保全課は以上でございます。よろしく  
お願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございま  
す。

20ページをお願いします。

項目1、自然環境の保全は、優れた自然環  
境を次世代に引き継ぐため、保全すべき地域  
や希少な野生動植物を指定して、保護、保全  
対策を実施するものです。

説明欄の(1)から(3)の事業は、自然保護の  
意識向上や普及啓発のための事業、あるいは  
希少動植物の保護管理事業などを実施するも  
のです。

次に、項目2、自然公園の保護・利用は、  
自然公園内での開発を制限したり、公園を訪  
れる人が快適に利用できるよう、歩道や休憩  
場などの施設を整備、管理するものです。

21ページをお願いします。

説明欄(4)、(5)では、国立公園への観光客  
の誘客を図るために、施設整備や歩道、駐車  
場等の改修に取り組むものです。

次に、項目欄3の野生鳥獣の保護・管理及  
び狩猟は、鳥獣保護区を指定し、野生鳥獣を  
保護するとともに、農林業等の被害を軽減す  
るために、有害鳥獣捕獲等の管理を実施する  
ものです。

22ページをお願いします。

(3)特定鳥獣適正管理事業は、鹿の有害鳥  
獣捕獲に対して市町村へ補助を行うととも  
に、鹿の生息動向を把握するための調査を行  
うものです。

23ページをお願いします。

狩猟者増加促進事業につきましては、若手  
狩猟者の増加を促進するものでございます。

項目欄4、外来生物防除対策は、野生動植  
物の生息、生育を脅かし、県民生活に被害を  
与えるおそれのある特定外来生物の侵入防止  
や駆除を実施するものです。

説明欄(2)の特定外来生物スパルティナ属  
防除対策事業では、河口にアシに似た外来生  
物であるスパルティナ属について、地元の市  
や漁協に御協力をいただきながら駆除に取り  
組んでおります。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろ  
しくお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課で  
ございます。

続きまして、資料、24ページをお願いいた  
します。

左側項目欄の1は、廃棄物の排出抑制、再  
使用、再生利用の推進でございます。

大きな2番、事業概要の(1)、こちらは9  
月補正予算関係ですので、後ほど御説明いた  
します。

(2)のリサイクル製品等利用促進事業は、  
リサイクル製品の認証や研究などへの支援を  
行うものです。

(3)のごみゼロ推進県民会議関連事業で  
は、県民や事業者、行政が一体となり、廃棄  
物の減量化、資源化に取り組みます。

(4)の廃棄物コーディネーター事業は、産  
業廃棄物に関し、専門的知識を有するコーデ  
ィネーターを派遣し、排出事業者の支援を行  
うものでございます。

続いて、25ページをお願いいたします。

項目2、廃棄物の適正処理の推進ございま  
す。

2番、事業概要の(1)産業廃棄物適正処理  
事業は、排出事業者や処理事業者に対する立  
入検査、指導などを行うものです。

(2)不法投棄等防止対策関連事業は、各保  
健所に配置しました廃棄物監視指導員による  
パトロールなどを実施するものでございま  
す。

(3)PCB掘り起し調査事業は、PCB廃  
棄物の処理を進めるため、保有事業者への調  
査などを行うものです。

(4)海岸漂着物対策推進事業は、海岸漂着物の発生抑制を推進し、市町村における回収、処理を支援するものです。

(5)は、南関町の管理型最終処分場エコアくまもとにおける環境教育や啓発の事業でございます。

循環社会推進課は以上でございます。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料、26ページをお願いいたします。

1、総合的な交通安全対策の推進でございますが、平成28年度に策定いたしました第10次熊本県交通安全計画に基づき、交通安全思想の普及、啓発などの施策を推進してまいります。

県下の交通事故は、発生件数が13年連続、死傷者数が15年連続で減少しており、その大きな原動力は、県民の理解と協力によるものと考えております。

そのような観点から、1の交通安全推進連盟補助、2の飲酒運転根絶等をテーマとした県民参加型の特別啓発事業等により、引き続き、県民の理解と協力を進めていくこととしております。

次に、2、安全安心まちづくりの推進でございます。

1の犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業につきましては、防犯に関する広報、啓発、自主防犯活動団体の育成等に取り組んでおります。

平成15年をピークに犯罪件数が減少傾向に転じておりますが、この大きな要因の一つとして、防犯団体の自主的な活動が大きな役割を果たしていると考えております。

次に、27ページの犯罪被害者等支援推進事業でございます。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、平成28年度に策定いたしました第3次犯罪被害者等支援に関する取組指針

に沿って、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図っているところです。

なお、犯罪被害者等支援に関しましては、県の姿勢をより明確にする必要性が高いと認め、条例制定作業を進めており、先月9月25日からパブリックコメントを実施しております。

次に、3の再犯防止推進事業でございます。

28ページをお願いします。

(1)再犯防止推進モデル事業についてですが、軽微な犯罪を繰り返す高齢者や障害者等を対象に、再犯防止に必要な支援等を行っていくための相談支援業務を、国のモデル事業として、平成31年4月から本年8月まで実施いたしました。

現在、その効果検証等を踏まえて、(2)の熊本県再犯防止推進計画の策定に向けた準備を進めております。

次に、3、食の安全安心の確保でございます。

1の食の安全安心の確保でございますが、第4次熊本県食の安全安心推進計画が今年度末で終了することに伴い、第5次計画を策定中であります。

29ページをお願いします。

2の食品品質表示指導事業でございますが、食品表示法が一部改正され、全ての加工食品に原料原産地の表示を義務化するなど、食品表示制度が段階的に実施されることになりました。

このため、県は、巡回指導を行うなど、適正な食品表示の普及、指導に取り組んでおります。

最後に、4、総合的な青少年施策の推進でございます。

熊本県少年保護育成条例に基づき、有害環境の調査、浄化活動に取り組んでまいります。

また、少年をインターネット上の有害情報

を介した犯罪やトラブルから保護するため、少年が利用する携帯電話等へのフィルタリングの普及促進を推進するとともに、平成30年に条例を改正した自撮り画像の要求行為の禁止等について、内容の周知に取り組んでまいります。

くらしの安全推進課は以上でございます。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

まず、項目1の消費者行政の充実強化でございます。

県消費生活センター及び市町村の消費生活相談は、高齢者を狙った消費者被害やインターネット通信販売に関する相談など、複雑化、多様化しております。加えて、今年度は、新型コロナウイルス感染症に関する相談が大幅に増加しており、引き続き、消費者被害の未然防止、早期救済等に取り組んでまいります。

主な事業について御説明いたします。

2の消費生活相談・啓発事業は、県消費生活センターの中心となる業務でございます。

消費生活相談員による相談対応を行うとともに、消費者トラブルを未然に防ぐため、県民への注意喚起等を行っております。

31ページをお願いいたします。

3の地方消費者行政推進事業は、市町村の体制強化支援、県の広域的、専門的な相談機能の充実を図るものでございます。

市町村への支援として、消費生活相談員配置の補助、市町村職員や相談員の研修補助、タブレット端末を活用した相談体制の強化等を行っております。

4の地方消費者行政強化事業は、コロナ対策のための新規事業でございます。

新型コロナの影響で増加した消費生活相談に対応するため、消費生活相談員の増員など、県消費生活センターの相談窓口の強化を

図るものでございます。

32ページをお願いいたします。

項目2の消費者教育の推進でございます。

1の消費者教育推進事業は、令和4年度の成年年齢の引下げを見据え、消費者教育コーディネーターを配置し、学校教育における消費者教育の推進を図っております。

2の金融関連消費者教育推進事業は、県金融広報員会と連携し、消費者教育、啓発を行うものでございます。

消費生活課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の33ページをお願いします。

初めに、項目欄1の協働の推進でございます。

地域の課題やニーズが多様化する中、行政やNPOなどの様々な主体が、相互の自主性、主体性を尊重し、役割分担しながら地域課題の解決を図っていく協働の取組を進めるための支援を行います。

(1)の県民との協働推進事業は、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証事務をはじめ、指導、支援等によりNPO法人の運営体制や経営基盤の強化を図るものです。

次に、項目欄の2、男女共同参画の推進でございます。

これは、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、熊本県男女共同参画推進条例及び第4次熊本県男女共同参画計画に基づき、県民、市町村、事業者等と連携し、総合的かつ計画的に取組を進めるものです。

34ページを御覧ください。

(2)の男女共同参画学習促進事業は、学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生向け、高校生向けの学習資料及び教師用

手引書を作成し、県内の全中学校、高校等に配付するものです。

(6)のくまもとの女性活躍促進事業は、就業や雇用分野における男女共同参画の推進を加速化させるため、企業等の女性管理職を対象とした経営参画塾や経営者を対象とした企業トップセミナー等を開催いたします。

今年度は、コロナ禍もあり、研修等につきましては、全てオンライン研修として実施しております。

次に、項目の3、くまもと県民交流館における県民の活動支援でございます。

くまもと県民交流館パレアは、NPO・ボランティア協働センター、男女共同参画センター、生涯学習推進センターの3つのセンターにおいて、それぞれの活動に取り組む方々を支援するなど、県民の自発的で主体的な様々な活動を支援する拠点となっております。

続く35ページ、事業概要でございます。

くまもと県民交流館管理運営事業は、パレアの管理運営を指定管理者に委任し、併せてパレアが入居するビルの共用部分の管理経費を負担しております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○緒方人権同和政策課長 人権同和政策課であります。

資料36ページをお願いいたします。

人権施策・啓発の推進の1、事業目的であります。

同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権課題等の解決に向けて、人権施策、啓発の推進に取り組むことを目的としております。

続きまして、2、事業概要であります。

(1)人権施策推進事業は、庁内関係各課との連絡調整、県内の行政機関、議会、学校、企業、民間団体等と連携しながら、また、有識者等から意見も伺いながら、より実効性の

ある人権施策を推進する経費であります。

(2)人権啓発活動市町村委託事業及び(3)広報・啓発事業は、国の地方委託事業を活用した事業であります。

まず、(2)の事業ですが、これは、市町村が実施するもので、講演会、研修会などの人権啓発活動を支援するものであります。

(3)の事業は、当課が直接行う事業であります。講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの活用及び熊本ヴォルターズとの連携による広報、啓発活動に取り組むものであります。

続きまして、(4)研修・人材育成事業、これは研修会の開催等を通して人材の育成を行うものであります。

(5)相談事業は、人権全般に関する県民からの相談に対応するもの及び隣保館の調査、研究活動等を支援するものであります。

続きまして、(6)市町村連携支援事業、市町村の人権教育、啓発へ支援を行うものであります。

(7)地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館が実施する相談事業等に対して支援するものであります。

最後の(8)人権問題連携調整費は、行政や関係団体等と連携した啓発活動に関する経費であります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、担当課長から説明をお願いします。

○松岡環境政策課長 環境政策課でございます。

9月補正予算等の説明資料をお願いいたします。



2ページをお願いいたします。

公害対策費の水銀フリー推進事業において、458万円余の増額をお願いしております。

この事業は、県立大学での水銀研究の留学生の受入れを支援するものでありますけれども、本年度秋入学の学生2名分の奨学金に要する経費でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

報告第11号、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明のほうは、別冊の法人等の経営状況を説明する資料のほうをお願いしたいと思います。こちらのほうでポイントを絞って説明させていただきます。

インデックス番号1番の1ページをお願いいたします。

財団の沿革でございますが、平成6年の閣議了解に基づき、水俣病発生地域の振興に関する事業や国の施策に基づいた金融支援等を行うために設置されたもので、左側の枠囲みにあります3つの財団が平成12年に統合した後、平成24年に公益財団法人に移行しまして、現在の形に至っております。

当財団は、3つの財団の基本財産、合計80億円、それとチッソからの償還金等の運用益により、各種助成事業や法人運営等を行っております。

3ページをお願いいたします。

令和元年度決算における事業報告ですが、この四角の枠内にありますように、地域振興事業をはじめ、もやい直しセンター運営費、環境技術研究開発、福祉対策など、4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行っております。

助成事業の実績は、このページ下段から次の4ページ、5ページから8ページの上段までがこの助成事業の実績になっております。

8ページの下段から10ページにかけてが、

チッソに対する貸付けと債権管理の状況を記載しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部ですが、普通預金や国債等の有価証券、チッソへの貸付金債権等を合計しまして、資産は、ちょうど中段になりますが、合計1,114億円余でございます。

チッソへの一時金貸付金に係る利息が債権として増加しましたことで、前年度と比較して11億円余りの増となっております。

負債の部ですが、助成金の未払い金やチッソへの設備投資資金等の貸付けのための県からの借入金等を合計しまして、負債合計94億円余でございます。

前年度と比較して3,000万円余の減となっておりますが、支払い事務の迅速化等により、助成金の支払いが年度内に完了したことで未払い金が減少したことによるものです。

以上、資産から負債を差し引きました財団の正味財産は、1,019億円余となっております。

次の12、13ページは、その正味財産の詳細となりますけれども、次の財産目録も併せて――すみません、説明は省略させていただきます。

少し飛びまして、19ページをお願いいたします。

本年度の事業計画ですが、公益目的事業としまして、昨年度に引き続き、4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行うこととしております。

20ページをお願いいたします。

本年度の予算でございます。

1の(1)経常収益には、昨年度と同様、運用益収入であります基本財産等の受け取り利息とチッソへの貸付金に係る利息等を見込んでおります。

長期貸付金利息が、昨年度の10億円余から

ゼロとなっておりますが、貸付けの償還ルールに基づくものでございます。金額は、貸付債権としての計上でございますので、(2)の経常費用に掲げております各種助成事業や法人運営に必要な経費に支障はございません。

今年度末の正味財産期末残高は、一番下になりますが、1,015億円余の見込みとなっております。

以上が水俣・芦北地域振興財団の概要でございます。

今後も適切な法人運営がなされるように努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

公害対策費でございますが、197万円の増額をお願いしております。

これは、地球温暖化対策推進事業としまして、次期温暖化対策推進計画の策定、それから気候変動適応計画の策定に要する経費でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

環境立県推進課は以上でございます。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

補正予算でございますが、補正予算資料の4ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、2,000万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

水道広域化の効果に関する調査研究において、広域連携の効果の調査に要する経費の増額をお願いするものでございます。

水道広域化の効果に関する調査研究でございますが、申し訳ありませんけれども、主要事業等資料のほうにお戻りいただきまして、

18ページをお願いいたします。

新規事業の項目、6にございますが、水道事業を取り巻く経営環境が急速に厳しさを増している中、持続可能な事業運営を確保するため、経営基盤の強化につながる広域的な連携に係る具体的な手法の効果を検査し、水道事業者に示すことで、広域化の検討の加速を図る事業でございます。

事業概要は、国から令和4年度までに策定を要請されております水道広域化推進プラン策定に向けて、市町村間において、水道事業者の経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通しを作成するとともに、水道広域化に係る具体的な手法のパターンごとの将来見通しのシミュレーションを行い、その効果を算出するものでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

1段目、鳥獣保護費についてですが、646万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますとおり、(1)特定鳥獣適正管理事業につきましては、鹿の生息状況が、6月議会で御説明させていただいたとおり8万9,000頭と、前回の調査よりも3万頭ほど増加傾向にあるため、市町村が行う鹿の捕獲に対する助成として、400万円の増額補正をお願いしているところです。

(2)の新規の狩猟者増加促進事業につきましては、狩猟免許取得者増加のための事業に関する経費及び狩猟者等が実施する若手育成等に対する助成として、246万円余の補正をお願いしているところでございます。

次に、2段目の観光費についてです。

1億1,100万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますとおり、国立公

園満喫プロジェクト推進事業として、阿蘇くじゅう国立公園の自然公園施設整備等に要する経費でございまして、内容は、阿蘇中岳火口園地の避難退避ごうの測量、設計に要する経費及び菊池溪谷の九州自然歩道の落石対策に要する経費です。

続きまして、少し飛びまして、10ページをお願いいたします。

専決処分等の報告及び承認についてでございます。

観光施設災害復旧費についてですけれども、説明欄にございまして、自然公園施設等災害復旧事業につきまして、1,100万円余を計上させていただいております。

主な内容としましては、7月豪雨災害関連として、芦北海岸国民休養地での歩道土砂流入や小岱山国民休養地の管理道の路面浸食等でございます。

自然保護課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

補正予算関係資料、6ページをお願いいたします。

9月補正予算説明資料でございます。

右側の説明欄に記載しておりますが、産業廃棄物対策費として、プラごみ一掃・流出防止県民運動事業として、680万円余をお願いしております。

これは、廃プラスチックの排出抑制のため、県民向けの啓発を行いますとともに、所有者不明などにより放置された農業用廃プラスチックの回収を行い、海への流出防止を図るものでございます。

続きまして、説明資料、16ページをお願いいたします。

報告第12号、公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況についてでございます。

こちらは、恐縮です、別冊をお願いいたし

ます。

法人等の経営状況を説明する書類、こちらをお願いいたします。

インデックス2番からおめくりをいただいて、左側1ページをお願いします。

I、事業概要報告書をお願いいたします。

I、法人の概況でございます。

主な事業は、3番の事業内容にございまして、公共関与による管理型最終処分場エコアくまもとの運営による廃棄物処理でございます。本年度の豪雨災害分も受入れをさせていただきますいております。

次に、右側、2ページでございます。

中ほどになります。II、事業の状況でございます。

1、事業の実施状況につきましてですが、(1)に記載のとおり、令和元年度、5,000トン余の産業廃棄物を受け入れております。

次に、(4)環境学習、それから施設見学、この実施状況を記載してございます。

続いて、5ページからが決算報告でございます。

まず、令和元年度末の貸借対照表総括表でございます。

表の下から2段目、⑩と記載してございますが、こちらで、正味財産の合計は、56億円余と、前年度から5億円余の減となっております。これは、主に固定資産や繰延資産の減価償却によるものでございます。

このことにつきまして、続く6ページ一番下、IIIの正味財産期末残高に同様の記載をしてございます。

次に、11ページをお願いいたします。

本年度の事業計画でございます。

大きな2番、事業内容の(1)処分場運営に関する事業に記載のとおり、引き続き、廃棄物を適正に受け入れながら、安全で安定的な運営に努めてまいります。

また、(2)地域に役立つ施設への取組としまして、施設の見学などを通じた環境教育な

を進めてまいります。

最後、12ページから15ページにかけて、本年度予算について記載してごさいます。御覧いただければと思います。

以上が財団の経営状況の御報告でございませぬ。

今後も適切な法人運営に努めてまいります。

循環社会推進課は以上でございませぬ。どうぞよろしくお願いいたします。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございませぬ。

第13号議案、熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例についてでございませぬ。

内容につきましては、18ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

この条例は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命及び健康の保護を図ることを目的としております。

1、条例改正の趣旨でございませぬが、本条例の関連法となる肥料取締法の一部改正に伴い、関係規定の整理が必要となったため、条例改正を行うものでございませぬ。

2、改正の内容でございませぬが、条例第2条、用語の定義において、肥料取締法の条項を用いて規定しておりましたが、同法が改正され、法律名も肥料取締法から肥料の品質の確保等に関する法律となったことから、関係規定の整理を行うものでございませぬ。

なお、条例の内容に係る改正はございませぬ。

条例の施行につきましては、令和2年12月1日からとしております。

くらしの安全推進課は以上でございませぬ。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございませぬ。

す。

説明資料の7ページをお願いいたします。

消費者行政推進費につきまして、316万円余の増額補正をお願いしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で増加した消費生活相談に対応するための経費でございませぬ。

まず、(1)の地方消費者行政推進事業でございませぬが、県消費生活センターには、新型コロナウイルス関連の相談がこれまでに約550件寄せられております。

内容としては、外出自粛の呼びかけ等の影響もございませぬが、インターネットによる通信販売やインターネット関連の消費者トラブルが増加し、内容も複雑化していることから、相談に対応できるよう、消費生活相談員の資質向上を図るための研修費用をお願いするものでございませぬ。

次に、(2)の消費者自立のための生活再生総合支援事業でございませぬ。

当事業は、多重債務者など生活再生の支援が必要な方々に対しまして、債務整理から生活再生までの一貫した支援を行うものでございませぬ。

新型コロナ発生以降、事業の相談窓口への相談件数が、昨年同時期の約1.7倍に増加しており、県民からの御相談にしっかりと対応していくため、相談人員の増員等を図るための経費を計上させていただいております。

消費生活課は以上でございませぬ。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございませぬ。

資料の8ページをお願いします。

右側説明欄を御覧ください。

コロナ対策分として、くまもと県民交流館管理運営事業、1億2,431万7,000円の増額補正をお願いするものでございませぬ。

このうち、2,068万6,000円につきまして

は、パレアの利用料金収入の減少に伴う指定管理委託料の見直しの経費でございます。

くまもと県民交流館パレアの管理運営につきましては、指定管理者が実施しており、利用料金収入は、全額指定管理者の収入として運営経費等に充てております。

今年は、新型コロナウイルス感染症対策として、施設の使用停止や収容率の制限等により利用料金収入が大幅に減少したことから、前年同時期の収支と比較し、必要な金額を支援するものでございます。

また、残る1億300万円余につきましては、感染拡大防止対策のため、老朽化した空調機の更新を前倒しして実施することにより、換気機能の強化を図り、利用者である県民の安全、安心を確保しようとするものです。

続きまして、説明資料の19ページをお願いいたします。

第14号議案、熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容を、20ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

改正の趣旨は、個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定を受けている法人が、5年間の有効期間の更新時期を迎えるに当たり、更新手続きを希望されず、指定を取り消してほしい旨の申出があったことに伴い、所要の規定を整理するものでございます。

改正の内容は、本則の表、NPO法人くまもと未来ネットの項を削除するものでございます。

施行期日は、令和2年10月14日を予定しております。

また、その他としまして、施行日前に寄附があった場合の経過措置を定めております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等及び議案等について、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありますか。

○内野幸喜委員 これは、9月補正のほうですね。主要事業にも書いてありましたけど、5ページ、自然保護課。

説明の欄、狩猟者増加促進事業、狩猟免許取得者増加のための事業に関する経費及び狩猟者等が実施する若手育成等に対する助成とありましたけれども、先ほど、その上のところで、鹿が約3万頭増加したっていう話もありました。恐らく、鹿だけじゃなくて、地域によってイノシシだったりとか、そういう獣害、そういったものはやっぱり増えてきていると思うんですけども、それに対して、やっぱり狩猟者というのは減ってきてるんですか。まず、そこをちょっと教えていただければと思うんですが。

○前田自然保護課長 狩猟者でございますけれども、昔の昭和45年頃は1万4,000人ぐらいいらっしゃったと。それが、平成21年度末には4,800人まで減少しております。そのため、平成22年度から試験の回数を増やしたり、前は試験が2日だったのを1日にしたりとか、そういったことをして、受験の機会の増加を図っております。

そういったことで、今は大体5,000人程度まで増えてきている状況でありまして、今回行う補正事業でも、そういった若手の方を増やしていきたいという狙いがございます。

○内野幸喜委員 この狩猟者というのは、要するに狩猟免許取得者ということの認識でいいんですよね。

○前田自然保護課長 はい。

○内野幸喜委員 やっぱり地域によっては結構高齢化しているという話を聞くんですよね。だから、今後の担い手がいないという話もよく聞きますし、一方では、若い人がどんどんどんどん入ってきてるという話も聞くんですけども、実際、高齢化しているというのはやっぱり事実なんですか。そこはどうなんですか。

○前田自然保護課長 内野委員がおっしゃいましたように、平成30年度の資料ではございますけれども、60歳以上の方が今67%ぐらいいらっしゃるというところでございます。ですから、高齢化の傾向と伺っております。

○内野幸喜委員 私はちょっと専門的なことはよく分からないんですけど、やっぱり体力とかも非常に必要なわけですよね。ただ単に——よく分からないんですけど、狩猟で、その後何かまたいろんな、処理したりとか、いろいろ必要だったりとかって聞くんですけども、そういう意味では、やっぱりある程度力も必要なんですかね。すみません、ちょっとそこも専門的なことは分からないんですが。

○前田自然保護課長 内野委員おっしゃったように、やはり猟銃とわなと2つございますけれども、やはりイノシシや鹿がいるところは、結構山とか外れたところでございますので、そういったところまで行かなきゃなんないとか、わなを仕掛けるにしても、そういう山の上まで登っていかなくちゃならないということで、かなり激しい体力を伴うものであると。

○内野幸喜委員 そうであれば、必要性があって免許を取得する方もいらっしゃるれば、実はこうやって今人手が不足しているんですよと、だから若い人にどんどんこういう資格を取ってほしいというのも、一方では、やっぱりPRというか、県としても積極的にそこも発信していったほうがいいのかなっていう気がするんですよね。

それは、別に農業とか林業に従事している方だけがそうやって資格を取得するんじゃないなくて、こうやって人がいない中、高齢化するときには、そういったものに従事していない方でも、若い人の力が必要なんだということで、私は、積極的に県としてもPR、アピールしていったいいんじゃないかなと思うんですけども、そこはどうですか。

○前田自然保護課長 今回の新規事業でも、パンフレットを作ったりとか、そういったことをやっていきたいと思っておりますので、先生の声も力になりますので、そのPR事業をどんどん進めていきたいというふうに思っております。

○内野幸喜委員 しっかりとお願いしたいと思えます。

それと、もう1点いいですか。

○緒方勇二委員長 はい。

○内野幸喜委員 これは、消費生活課のほうで、主要事業だと31ページですかね。

6月議会のときに、消費者自立のための生活再生総合支援事業の継続を求める請願ということで、議会のほうでも採択されました。

あのとき、私も、池田議長と一緒に消費生活センターのほうも見させていただいて、こういう状況の中で相談員の皆さん方頑張っているんだなということを実は初めて

知って、もっとこういったものを県民の皆様方に知っていただくという機会を我々はつくっていかないといけないなというのを実感しました。

そこで、先ほど相談件数とかもやっぱり増えているとありましたけれども、具体的にはどんな相談というのが増えていますか、このコロナ禍の中においてですね。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

今委員御質問ございましたとおり、この事業に関しましては、昨年同時期の約1.7倍に増加しております。

相談の内容としては、最も多いものが、新型コロナウイルスの影響で失業等をされまして、次の仕事がなかなか決まらず、手持ち資金が底をついたということで、どうしたらいいだろうかということで相談窓口相談が起っているものが非常に多うございます。

先ほど委員のほうからも御指摘がございましたとおり、この事業に関しては、非常にPRをしていくことが大事かなというふうに考えております。

この事業に関しましては、平成22年度から、グリーンコープ生活協同組合に委託して実施しております。

グリーンコープのほうでも、チラシを作りまして、社協等の会議の場ですとか相談会の場でチラシ等の配布をしておるんですが、今回の、すみません、増額補正の中に、相談人員の増員とともに、一部広報、PRの費用も入れさせていただいております。なるべく県民の皆様当事業を広く周知いたしまして、ヤミ金等の悪質な金融商法を未然に防ぎたいという意向から、こういった広報費用も一部こちらのほうに計上させていただいております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 これも必要な事業なので、しっかりとこれからもきめ細やかな支援事業を行ってほしいなというように思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに。

○前田憲秀委員 すみません、私も内野委員と本当同じところなんですけれども、新規事業の30ページ、相談・啓発事業で3,900万という数字が載ってます。先ほど、相談件数も1.7倍というお話だったんですけれども、これは、いわゆる詐欺というか、そういったものもこの相談の中に入るんですよね。電話の詐欺だとか、いろいろ今言われてますけれども、そういう相談も入るんですか。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

すみません、説明が分かりにくくて恐縮なんですけれども、こちらの資料、30ページの2番に書いてございますものは、県消費生活センターのほうで相談をお受けしているものでございまして、先ほど内野委員のほうから御質問のありました31ページの5番、消費者自立のための生活再生総合支援事業というのは、グリーンコープ生協くまもとのほうに委託して実施している事業でございます。

こちらの30ページの2番に書いてございます消費生活相談は、県の消費生活センターでお受けする相談でございますけれども、先ほど委員のほうから御指摘がございましたとおり、様々な相談が入ってきております。

特に、新型コロナウイルス発生以降に関しましては、インターネット関連の相談が非常に増えております。ただ、そのほか、もともとこちらの事業に関しましては、架空請求に関する相談も非常に多うございまして、電話、あとははがきを送りつけてきて、まあ詐欺まがいのものというのも非常に多うござい

ます。

架空請求に関する相談は、大幅に、毎年減少はしてきているんですけども、まだトップで、令和元年度ですと275件相談がっている状況でございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 いわゆる昔で言う——今は言わないのかな、オレオレ詐欺だとか、そういった相談もこの中には入るってことでしょうか。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

今委員のほうから御指摘がございましたオレオレ詐欺的なものも、もちろんこちらの電話の架空請求に入れてカウントをしているところでございます。

ただ、相談者の方がどういった形で相談をされてくるかによりまして、例えば、インターネット関連なのか、電話なのか、はがきなのかによって、ちょっとカウントの仕方が違ってくる場合もございますけれども、オレオレ詐欺的なものも、もちろんこちらの消費生活センターのほうでお受けするものは、こちらの相談件数の中に含まれております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

私が言いたいのは、先ほどコロナ対策分という形で増額の280万とかあったんですが、もちろんコロナ禍の中での新種のそういったトラブル、詐欺まがいのこともあると思うんですけども、それじゃなくても、様々巧みな、いろんな詐欺まがいの行為をよく報道でも聞きます。

やっぱり被害に遭いそうな人、遭った人というのは、やっぱりどこに相談をしたらいいんだろうというのがまずあると思うんですよ。事件性があればすぐ110番なんでしょう

けれども、なかなかすぐ警察には相談できないものがあると思うんですよ。そして、そういった相談内容は、県警との連携ももちろん必要じゃないかなと思うんですよ。

ですから、常に、やはり巧み化しているような報道を聞くものですから、これから高齢化社会で、独り暮らしで、もちろんコロナ禍の中ではあまり人と接触しない中で、非常に不安な部分もあると思うので、そこは、相談員の充実をというのももちろんお願いしたいんですけども、相談の受け方というかな、相手への対応もしっかりまた考えた上で対応していただきたいなと思ってますので、よろしく願いをいたします。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

まさに今委員御指摘ございましたとおり、令和元年度を見てもみますと、60歳以上の方が被害者になられている相談が約4割を占めている状況でございます。ですので、消費生活センターのほうで相談をお受けする場合には、もちろん相手の方に応じて、御高齢の方であれば、ゆっくりと時間をかけて御相談をお受けするという形になりますけれども、県消費生活センターのほうでは、とにかく被害を未然に防ぎたいということで、注意喚起も行っております。

ですので、県消費生活センターもしくは県警とも密にやり取りをしております。こういった情報に関しては、例えば、プレスリリースを行って早めに県民にお知らせしたほうがいいなと、こういったものが増えてくるかもしれないなという場合には、速やかにアンテナを高く張って対応して、注意喚起情報をお流しするというをやっております。

これに関しては、全市町村にも同じ情報を提供いたしまして、なるべく県民の多くの皆様の手元に届くような形で注意喚起情報を提供しているところでございます。



以上でございます。

○前田憲秀委員 よろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○早田順一委員 これは、経営状況のほうの関連ですけど、エコアくまもとでちょっとお聞きしますけれども、説明の中で、今回の豪雨災害で、災害廃棄物の処理は、現場では9月頭ぐらいにもう全部終わったということで、このエコアくまもとの最終処分場のほうに一部持っていかれたという御説明だったと思いますけれども、熊本地震もあったと思いますが、今のエコアくまもとの処理の計画というか、そういったものにどれぐらい今後影響をしていくのかというのをちょっと聞かせていただきたいんですが。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

今回の豪雨災害、近いところで9月末現在で、12市町村から5,900トン余りを受け入れております。昨年度1年で5,000トンでございますので、それを上回る量が既に来たということですよ。

経営状況で申し上げましたとおり、なかなか厳しい状況にはございますけれども、入ってくる量、これのまだ見通しは立ちませんが、もちろん一定程度改善をすると見ておりますので、実際の受入れ量を見て、改善効果をまた具体的に見定めて、改めて整理したいと思っております。

○早田順一委員 熊本地震のときも受入れされているというふうに思いますけれども、何と申しますか、ロングラン的な処分の計画ですよ。あと何年、何十年持ちますよとか、

それへの影響というか、熊本地震と今回の豪雨災害というのの影響をちょっと聞きたいんですよ。

○小原循環社会推進課長 豪雨災害前でも、あと20年以上は大丈夫であろうということで見えております。

直近9月末で、これまでトータル23万トン余りを受け入れておるんですけども、その中の8割近く、78%ぐらいになりますが、それが災害廃棄物であります。熊本地震と今回の分を合わせてですね。通常の産業廃棄物、これは、さっきの78に対しますと、9%程度で、2万トンということでございます。

幸いに、災害廃棄物のほうが相当な割合を占めておりますので、今後、災害がどれくらい出るのか、発生をしますと、経営上はもちろん少しは寄与するわけですが、その災害の発生の度合い次第かなと思っておりますが、その災害発生まででも20年以上はということで見えております。

○早田順一委員 分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

ここで、説明員の入替えのため、5分間休憩いたします。

再開は、2時10分からといたします。

午後2時8分休憩

午後2時13分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第5号、第13号から第16号まで及び第30号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン（仮称）の検討状況について御説明させていただきます。

資料、1ページをお開きください。A4両面の1枚資料でございます。

なお、本件については、企画振興部球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されるものですが、県政全般に関するプランになりますので、当常任委員会においても、現在の検討状況を報告させていただくものです。

まず、8月25日に開催した第1回球磨川豪雨検証委員会の概要を御説明します。

(4)の会議概要ですが、まず、事務局の説明として、令和2年7月豪雨の概要や被害状況に加え、人吉地点の流量の推定や市房ダム等における洪水調節などを説明しました。

次に、流域市町村長から、スピード感を持った検証の実施、抜本的な治水対策の実施、川辺川ダムが存在した場合の効果について検証を求める意見のほか、これまでのダムによらない治水対策を評価する意見などが出されました。

なお、第2回会議は、10月6日の開催を予定しています。

次に、8月30日に開催したくまもと復旧・復興有識者会議の概要を御説明いたします。

資料の下部を御覧ください。

会議には、熊本地震の際と同様、7人の有識者に参加いただきました。

資料の裏面を御覧ください。

会議では、球磨川流域の恵みを生かした復興の考え方や教育、医療、福祉などの様々な切り口から、復興に向けた御意見をいただきました。

なお、今後、今回の議論を踏まえた提言書が知事に提出される予定です。

最後に、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明します。

まず、(1)基本的な考え方ですが、復旧・復興の3原則を基本とし、住民の生命、財産を守り、安全、安心を確保するとともに、球磨川流域の豊かな恵みを楽しみ、将来にわたって持続可能な地域の再生を目指すという考え方を基に、今後、具体的な取組を盛り込んだプランを策定していきたいと考えています。

次に、(2)復旧・復興プランの構成項目（案）ですが、まず、被害状況の把握、豪雨災害の検証、将来の目指す姿を整理した上で、復旧、復興に向けた主な取組、ロードマップを検討してまいりたいと考えています。

四角囲みに、現時点での取組の方向性のイ

メージをお示ししていますが、今後、県庁内や被災市町村と議論を重ねながら、しっかりと必要な取組を検討していきたいと考えています。

最後に、④ですが、プランには、県の取組だけでなく、各市町村への支援体制や復興に向けたロードマップも示していきたいと考えています。

次に、今後の想定スケジュールですが、先ほども御説明したとおり、10月6日に第2回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会が開催されます。その後、復旧・復興本部会議を重ね、11月中に復旧・復興プランを取りまとめていきたいと考えています。

報告は以上です。

○緒方人権同和政策課長 熊本県人権教育・啓発基本計画、第4次改定版を御説明いたします。

A4判の資料をお願いします。

熊本県人権教育・啓発基本計画の第4次改定の概要を御覧ください。

本計画は、平成16年3月に最初の基本計画を策定し、今回は第4次の改定となります。

続きまして、2番、改定の方向性であります。

社会情勢の変化、法律の制定、改定等に対応できるよう、検討、整理しております。

次に、3番、計画期間であります。

これまで、おおむね3年をめぐりに改定しておりましたが、今回から、県の総合計画に合わせて、計画期間を4年間としております。

続きまして、4、人権の重要課題の変更概要であります。

まず、重要課題の改称であります。

同和問題を同和問題(部落差別)に変更。国の表記に従ったものであります。

ハンセン病回復者の人権をハンセン病回復者及びその家族の人権に変更。ハンセン病家族訴訟で、国の損害賠償責任が認められたこ

とを踏まえたものであります。

性同一性障がい・性的指向をめぐる人権を性的指向・性自認に関する人権に変更。法務省の表記に従ったものであります。

続きまして、重要課題項目の追加であります。

まず、災害と人権の項目を追加しております。

避難所等での女性の安全確保や市町村が作成するマニュアルの作成支援を行うこと等を盛り込んでおります。

また、様々な人権課題にハラスメントの項目を新設しております。

続きまして、重要課題の内容の変更の主なものであります。

同和問題(部落差別)の項目では、さきの議会で御提案し、25年ぶりに改正しました部落差別解消推進条例を盛り込んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者あるいは医療従事者等に対する誹謗中傷など、人権に関わる問題が生じたことを踏まえ、感染症をめぐる人権に新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の発信や誹謗中傷等の未然防止の啓発に取り組むこと等を盛り込んでおります。

裏面をお願いいたします。

今後の予定としましては、本日、経済環境常任委員会に御報告後、パブリックコメントを実施し、本年11月下旬頃をめどに完成させる予定としております。

続きまして、A3判の資料を御覧ください。

計画の全体概要案をまとめております。

資料左側、第1章、基本計画の位置づけであります。

計画の趣旨であります。人権をめぐる現状を明らかにし、教育、啓発の取組の方向を示すこと、行政、学校等の役割を明らかにすることとしております。

第2章、基本理念には、人権教育・啓発の

定義、目標を記載しております。

続きまして、第3章、人権教育・啓発の効果的な促進であります。

枠内左上、人権教育であります。

人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組みます。

その右枠、人権啓発であります。

県民が人権尊重の理念について理解を深め、自らの態度や行動に表れるよう、広報、啓発や情報発信などに取り組みます。

枠内中央左、人材の育成・研修においては、人権に関わり合いの深い職業に従事する方々への研修、啓発及びハラスメント防止、公正採用選考に係る企業等の取組を支援します。

その右枠であります。

県民が人権学習の機会を増やせるよう、資料の閲覧、貸出し、情報の提供に努めます。

そして、一番下の枠、人権センターにおいて、様々な人権相談を受けて、相談内容に応じて各種の専門機関と連携しながら解決を図ります。

右の欄であります。

第4章では、人権の重要な課題について項目立てをし、主な施策として、取組の方向を記載しております。

続きまして、右下の枠、推進体制であります。

熊本県人権教育・啓発推進本部を中心に、関係機関と連携しながら推進してまいります。

また、フォローアップとして、毎年度、事業の実施状況を把握、点検、整理を行い、今後の人権教育、啓発に役立てていきたいと考えております。

以上であります。

○臼井商工政策課長 商工政策課でございます。

商工観光労働部・経済環境常任委員会報告

事項の1ページをお開きください。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について、カラーの概要版にて報告します。

この条例は、本県の中小企業振興対策の基本になるものとして、平成19年3月に議員提案で制定されたものです。

元年度は、熊本地震、地方創生、小規模事業者支援を課題とし、条例に基づく取組を実施していたところ、年度末にコロナが起きました。

2年度、コロナに加え、7月豪雨が起きたため、元年度の課題1つ目を、表現上、熊本地震及び7月豪雨からの復旧・復興に整理し直しました。

なお、2ページ以降の詳細版については、課題ではなく、条例にひもづける形で取組を整理しています。

さて、左側の元年度の成果についてですが、たくさん取組を行っており、時間と紙面の制約上、そのうち少しを御紹介する形にはなりますが、第1に、熊本地震関係では、返済負担軽減を図る借換え資金を創設するなど、資金調達の支援と併せ、引き続きグループ補助金による支援等を行いました。

第2に、コロナ関係では、国の支援制度が整うまで、資金繰り対策として、国に先駆けて融資枠を創設しました。

第3に、地方創生関係では、企業の人材確保に係る支援として、1ポツ目、UIJ就職支援センター、2ポツ目、奨学金返済等サポート制度、3ポツ目、ブライト企業、4ポツ目、外国人材受入支援センター等の取組などを行いました。

また、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済波及効果があるような事業の計画を承認し、減税措置で設備投資などを促しました。

また、新たな消費機会を拡大するため、新たな観光商品、メニュー開発を支援しました。

第4に、小規模事業者関係では、商工会、商工会議所、よろず支援拠点とタッグを組んで経営支援等を行いました。

右側の2年度の主な取組については、元年度の取組に加えて、新たな課題、7月豪雨からの復旧、復興、コロナへの対応に取り組んでまいります。

7月豪雨関係では、1ポツ目のなりわい再建支援補助金などと、2ポツ目の本県独自の取組、被災地域産業再興支援事業により、ハード、ソフト両面で被災事業者のなりわい再建を支援してまいります。個別の状況を丁寧に向いながら、しっかりサポートしてまいります。

コロナ関係では、まず、中小企業等の事業継続、雇用維持の確保に向け、国の雇調金等の活用を促すとともに、1ポツ目の県独自の資金繰り対策、2ポツ目の休業要請協力金、3ポツ目の事業継続支援金、4ポツ目の雇用維持奨励金など、パッケージで支援してまいります。

次に、新しい生活様式に対応した事業者のビジネス展開や生産性向上の取組を後押しするため、5ポツ目、商店街組織の感染防止対策支援と6ポツ目のテレワークなどICTツールの導入支援、7ポツ目の事業者の業態転換支援、8ポツ目の市町村が地域の実情に応じて行う飲食店等の感染防止対策支援などを行ってまいります。

また、世界でコロナが流行する中、サプライチェーンの再構築に向け、地場企業立地補助金等を拡充して企業の設備投資を促してまいります。

さらに、ECサイト等を活用しながら、県産品等の消費喚起、販路回復を支援してまいります。

大変な状況ではありますが、当条例に基づき、中小企業、小規模事業者の取組をしっかり支援してまいります。

報告は以上です。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

熊本県産業成長ビジョン素案の概要について御説明させていただきます。

商工観光労働部からの報告事項の資料、10ページを御覧ください。

県では、熊本県産業振興ビジョン2011を平成22年に策定しております。このビジョンが今年12月で終期を迎えることから、新たなビジョンの策定に向け、検討を重ねてまいりました。今般、次期ビジョンとなる熊本県産業成長ビジョンの素案が完成いたしましたので、その概要を御報告させていただきます。

旧ビジョンでは、選ばれる熊本を実現するリーディング産業群の形成を掲げ、重点5分野を中心に産業形成に取り組んでまいりました。

近年は、第4次産業革命といった基盤技術の発展やSDGsの取組など、社会環境が大きく変化してきました。

そのような中、今年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模自然災害が発生し、県経済、県内企業は極めて厳しい状況に陥るとともに、既存事業の課題やリスク、変革の必要性が改めて明らかになりました。

しかし、こうした状況を変革のチャンスと捉え、前向きな産業施策を進めることが重要であると考えております。

次期ビジョンでは、2030年頃の未来像として、「優れた人材や技術の「X(クロス)」により次代を切り開く「価値を創造」して「快適で豊かな県民生活」を実現する熊本」を掲げさせていただき、資料に記載の3つの基本姿勢に基づき、産業施策を展開してまいります。

対象業種につきましては、製造業とIT関連産業を主な対象業種とし、医療、農業、観光等のほかの業種と連携した取組も積極的に支援いたします。

計画期間は、令和3年からの10年間といたしますが、社会構造の変化が早いことから、基本姿勢や未来像といった核となる部分を除いた重点的な取組などは、3年間で基本として必要な見直しを検討いたします。

未来像の実現に向けて、4つの重点的な取組を進めてまいります。

これにより、基幹産業のさらなる成長を目指すとともに、熊本の強みを生かした新たな産業の創出や魅力発信を促進してまいります。

1つ目は、先端技術導入等による企業の稼ぐ力の強化です。

ICTを活用したデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの導入や事業承継、M&A支援などを進めます。

2つ目は、熊本型イノベーション・エコシステムの構築による新産業の創出です。

これは、熊本の強みを生かし、持続的に産業が創出される仕組みのことで、イノベーション拠点の形成や起業支援体制の充実などに取り組みます。

3つ目は、本県の産業を支える人材の育成、確保です。

女性、高齢者、外国人等の多様な人材の活躍やIT人材の育成などを進めます。

4つ目は、海外展開、連携の促進による機会の拡大です。

海外展開支援体制の強化などを進めます。

次に、指標の設定です。

次期ビジョンでは、目指す姿を評価する総括指標、重点的な取組を評価する重点指標、個別事業を評価する個別指標の3段階の指標を設定します。

ただし、新型コロナの影響などによって不確実性が高まっていることから、目標値は柔軟に運用したいと考えています。

最後に、策定の経緯と今後のスケジュールです。

次期ビジョンは、令和元年度から作業に着

手しております。策定に当たっては、若手経営者、外部有識者から意見を集約しております。

今後、パブリックコメントを実施し、12月議会に議案として提出させていただく予定でございます。

産業支援課につきましては以上でございます。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

第2次熊本県総合エネルギー計画素案の概要を説明します。

報告事項の11ページをお願いします。

まず、資料の1、計画の基本的事項、(1)計画改定の趣旨の丸ポツの3つ目の前計画の目標の達成状況です。

前計画は、東日本大震災や福島第一原発の事故等を契機として、平成24年10月に策定しました。

当計画では、新エネの導入と省エネの推進により、2020年度までに、家庭の年間電力消費量に相当する量である原油換算100万キロリットルを賄うとの目標を立てておりました。

この目標については、下のグラフにありますように、2016年度には前倒しで達成しております。

当計画策定後、上の丸にありますように、平成28年度には熊本地震が発生し、48万戸が停電し、自立分散型エネルギーの重要性が再認識されています。

また、昨年12月には、知事が2050年カーボンゼロ宣言を行っております。

そのほかにも、2の計画改定の背景、(2)の社会変化、①②に記載しておりますように、国の第5次エネルギー基本計画で再エネの主力電源化を目指すと明記されたり、パリ協定の発効など、国際社会の動きも活発になっております。

こういった情勢の変化や出てきた課題も踏まえ、今般、2030年度までの第2次計画を策定することとしました。

4の目標ですが、県内の再エネによるエネルギー自給率を掲げております。

これは、割り算で表しておりますが、Bのエネルギー消費量に占めるAの再エネ施設によるエネルギー創出量で計算されます。分母であるエネルギー消費量を省エネにより減少させ、分子である再エネ施設によるエネルギー創出量を再エネ導入推進により増加させることで値が大きくなります。

下の円グラフの左のエネルギー全体は、熱なども含んでおりますが、右は、そのうちの電力に特化した分です。

右の電力のほうで説明させていただきますと、目標として、2017年度現在19.4%を2030年度までに50%に持っていくというものです。

その下のAの再生可能エネルギー目標の棒グラフにありますように、青い部分で表している風力発電と、その下の薄い緑の事業用太陽光発電の伸びが期待されます。実際、県南地域を中心に、風力発電に関する環境アセスメントに着手する複数の案件が出てきております。

今後の取組についてですが、右の5、基本方針、重点的取組を御覧ください。

2050年、カーボンゼロを達成するための初めの一步として、2030年度に向け、再生可能エネルギー利用促進と省エネルギーの推進等に取り組むこととなります。

基本方針として、左の1から5までの自立的で災害に対して強靱なエネルギー源の確保、再エネの導入推進など、5つを掲げております。

その方針に沿って、右のほうに重点的取組を挙げております。

基本方針に対する取組は、色を合わせて表記しております。例えば、1の自立的で災害

に対して強靱なエネルギー源の確保に関しては、空港周辺地域等でのスマートシティ創造を目指す取組を進めたり、太陽光・蓄電池付防災型住宅を普及させたいと考えております。

また、2の再エネの導入推進に関しては、球磨川流域の豊かな森林や水等の再エネ資源を積極的に活用するくまもと版グリーン・ニューディールの考えを取り入れながら、再エネの地産地消の取組を進め、県内全域に波及させていきたいと考えています。

今後のスケジュールですが、この後、パブリックコメントを実施した後、12月議会上程し、議決をいただきたいと考えております。

県庁内をはじめ、市町村、民間とも連携し、当計画を推進してまいります。

第2次熊本県総合エネルギー計画素案の概要の説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 一番最後のエネルギー政策課さんの11ページの資料の中で、4番の目標の中のA、再生可能エネルギーの目標という棒グラフについてなんですけれども、特に今御説明もあったように、風力発電、今までにないようにどんと目標が上がってるように見えます。

どうしても私は車帰のイメージがあるので、果たしてこの数字は妥当性があるのかなという思いがありますけれども、計画目標ですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○上塚エネルギー政策課長 風力発電につきましては、ただいま環境アセスメントに上がっている案件が11件ほどございます。これを

ある程度加味——この全部が発電までこぎ着けられるかどうか分かりませんが、そういった活発な動きが出ておりますので、ある程度そういったところを積み上げた数字でございます。

○前田憲秀委員 分かりました。

あと、太陽光ですかね。なかなか私も素人で詳しいわけじゃないんですけども、風力にしても太陽光にしても波があるので、家庭とか事業用で使うには相当、一定の電力にするという作業は何か大変だというふうに聞いたことがあります。私もいろんな施設に行ったことがあるんですけども、それも含めて、目標ですので、それに向かってしっかり頑張っていたきたいという思いもありますけれども、最後にもう1点だけ。

水素は、全然これは関係ないんですかね。

○上塚エネルギー政策課長 水素につきましては、コスト面等でまだ検討の余地がありまして、国のほうではいろいろ動きも出ておりますので、今時点ではまだちょっとここに上げるまでの熟度が達してないということで、今後、国の動き等も見ながら検討していくことになるかと思えます。

○前田憲秀委員 分かりました。

ぜひ、エネルギー政策課さんは、たしか水素は外れているので、何か横を向かれたんじゃないかなと思うんですけども、これは大事なことだと思ってますので、ぜひ熊本で先進に取り組んでいただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

以上です。

○早田順一委員 関連して。

ちょうど今のところの太陽光発電の事業用ですね。

これで、非常に、2030年度で目標が伸びて

いますけれども、FITの買取りがもう終わっているんですけども、やっぱりこうやって伸びるといのは何かあるんでしょうか。

○上塚エネルギー政策課長 今実際、メガソーラーだけに限った話なんですけど、194件ほど稼働しておりますが、まだFIT認定を受けて稼働してない案件——全部でFIT認定を受けている件が261件ほどあります。これが今後稼働に向けて進んでいくと思いますので、それを加味した数字でございます。

○早田順一委員 分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかにございせんか。ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他のその他に入りますが、本日は、3密を防ぐため、出席職員を限定しておりますので、この場で回答できない場合は、後日文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の先生方から何かありませんか。

○城戸淳委員 お疲れでございます。

コロナ感染の支援策の中の持続化給付金で、農家の申請でいろいろと何か噂があったり——私の名誉に関わることですので、正確にちょっと調べて、今日は質問をさせていただきます。

改めまして、持続化給付金に対して、県の見解をお尋ねします。先ほど委員長が言われましたように、担当課がいらっしやらなかったら、後日、文書でもよろしいですから。

すみませんけれども、委員の先生には少し時間をお付き合い願いたいと思います。



本県では、この持続化給付金に関して、令和2年6月12日付にて、農林水産部長から広域本部長と地域振興局長宛てに通知文書を出しておられます。この中で、主に農林水産事業における持続化給付金の給付申請に関しては、一月の売上げが前年同月比50%以上減少していることが受給事由の一つで明示され、農閑期で収入がない月を対象としてこの給付金の申請を行うことは、不正受給に当たることとなる。申請に当たって、前年同月比で50%以上減少していることを証する書類の添付を求めていることから、農閑期で収入がない月を対象月として申請する例があるように聞こえてきているなどとして、一見すると、前年に収入がなかった農閑期に当たる月を対象月とする給付金申請は、不正受給に当たるので、申請を行わないようにと、周知する内容となっております。

一方、規程に関しては、政府が定めた個人事業所向けの持続化給付金給付規程第4条や第4条第3項には、白色申告の場合や青色申告でも、農業所得用の決算書を添付した場合は、前年同月の事業収入と比較するのではなく、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間収入を比較することと規定をされております。すなわち、前年同月との比較における収入減少は、受給要件となっております。

確かに、新型コロナウイルス感染拡大の影響等が全く受けてない農林水産事業者がこの事業を行うことは、不適切受給であることですが、農閑期ではないことや前年の同月に収入があったことは政府が定めた規定で、受給要件ではないのです。

それから、持続化給付金給付規程第2条には、個人事業所などの事業の継続を支え、再起の糧としていただくために、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする

と規定をされております。本制度が、農閑期の収入のない期間がある農林水産事業者を除外していないことは明らかであります。

また、政府はどう考えるかについては、例えば、令和2年5月12日に開催された第201回国会衆議院農林水産委員会の中で、当時の江藤農林水産大臣が、この持続化給付金につきましては、私はほぼ全ての農業者の方が対象になると理解をしておりますと答弁をされております。

さらに、5月14日に開催された参議院農林水産委員会においては、この50%というものについては、農業は、1年、平準的に収入があるわけではなく、ある月とない月がありますので、昨年1年分を前年同月比ということではなく、12で割っていただいて、その平均と50%を切る月をぜひ選定していただいてやっていただくと、例えば、ハウスなんかでも全く消毒の期間なんというのは、収穫がないわけですから、極めて、この持続化給付金を受給する要件としては、農林水産業はハードルがほかの業種に比べて低くなっているのではないかというふうに考えておりますと述べられております。

さらに、7月30日発行のくまもと経済8月号には、農林水産大臣政務官の藤木しんや参議院議員が、農家の収入のない時期を対象とする申請に関して、農林水産省に確認しましたところ、制度上問題ないとのことでしたと述べられております。

実は、私に、相談が玉名の農家さんからありました。実際、玉名市で無農薬のお米を作っておられる方が、自身で販路拡大をされている農家の方で、レストランなどで需要が落ち込み、大幅に落ちてしまったにもかかわらず、持続化給付金の対象にならないと思っておられました。農家はコロナの影響がないなどといったことは、全く私はないと思っております。

そこで質問ですけれども、熊本県を含め全

ての国民が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けております。このような中、県内の農家だけ、実際にコロナの影響を受けているにもかかわらず、農閑期における申請は不適切受給になるかもしれないなどとして、持続化給付金を申請することを委縮してしまっている状況が見受けられるとのこと。私は、このような不公平な結果を招く状況は、好ましくないと思っております。この点、熊本県としては、この持続化給付金の事業者への周知に関する施策につき、どのようにお考えでしょうか。特に、農林水産事業者に対する受給要件などの周知が十分になされていると考えておられるのか。また、持続化給付金の適切な申請がなされるために、さきに取り上げた通知文書以外に、この周知に関してどのような施策をされているのか。今後どのような施策を行っていくのか。熊本県の見解をお尋ねいたします。以上です。

○緒方勇二委員長 これは、農林水産とも関係があつとですね——ちょっと協議して後日……。

○城戸淳議員 はい。

○緒方勇二委員長 もちろん他県の事例もあることでしょうかですね。

○城戸淳委員 それは、答弁は、担当がいなということでもいいですけども——ちょっといいですか。

○緒方勇二委員長 どうぞ。

○城戸淳委員 もともと経済産業省がこの持続化給付金ちゅうのをつくっているのはもう皆さん御存知、国の施策ですね。その中で、この農業だけがこういう取上げ方をされて、また、ほかの県では、私も確認しましたが、

このような問題は一つも起こってないんですね。なぜ、熊本県の、農業県だけが、こういう農業者が委縮するような問題が起こっているのか、これがちょっと疑問に思うんですよ。そういう意味では、目的や趣旨や規定などを明確にさせていただいて、多くの農林水産事業者に、これをちゃんとして申請ができるように、私は要望をしておきます。

回答は、農林水産政策課からのほうでもいいですからよろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 制度の趣旨をきちんと理解して申請を行ってください旨の通知が出されましたし、逆に言えば、きちんと法人化されてる個人の農家の方も、しっかりと減収に伴うのうてのそういう申請をなされたことも、しっかりと私どもも知っておりますが、統一した見解というふうに、質疑でありますならば、執行部のほうでいま一度考えていただいて、先生のほうに後日、報告ということでもよろしいでしょうか。

○城戸淳委員 よろしいです。ありがとうございました。

○緒方勇二委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第5回経済環境常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
経済環境常任委員会委員長